

第八部 産業經濟部

第一章 概 説

第一節 組織等の変遷

平成十三年四月現在の商工労働部は、産業政策課、商政課、工業振興課、経営支援課、観光物産課、労働政策課、職業能力開発課の七課六地域機関二専門機関で組織され、職員数は二百九十九名であった。

以後の主な組織の変遷は、次のとおりである。

平成十四年四月、グループ制の導入に伴い、各係をグループに再編した。

平成十五年四月、群馬県工業試験場を廃止し、群馬県立産業技術センターを開設し、群馬県産業技術センター及び東毛産業技術センターを設置した。

また、平成十五年四月、経営支援課を廃止して商政課に業務移管した。

平成十六年四月、理事制が導入され、産業経済局となった。

平成十八年四月、幅広い観光立県を全庁挙げて推進す

ることを目的として部内に観光局を開設し、局内に観光国際課及び地域創造課を設置した。

産業政策課の課内室である産業集積促進室は、平成十九年四月、産業創造促進室に改組した後、二十年四月、総合的な企業立地支援をするため、企業誘致推進室に改組した。

平成十九年十一月一日、再び部制となり、産業経済部となった。

平成二十年四月、国際化推進業務を生活文化部に移管し、観光国際課を観光物産課に改称した。

また、平成二十年四月、地域創造課は、企画部に地域政策課を開設するにあたって廃止した。

平成二十年四月、グループ制は廃止され、係制導入に伴い、各係を再編した。

平成二十年九月のリーマンショックによる雇用環境の悪化に対応するため、二十一年四月、ぐんま県民労働相談センターを労働政策課に設置するとともに、県民労働相談センターを県内三か所に設置した。

平成二十二年四月、群馬デスティネーションキャンペーンの開催準備のため、観光物産課の課内室として群馬デスティネーションキャンペーン推進室を設置した。

同推進室については、平成二十三年十一月、群馬デスティネーションキャンペーンの終了後、引き続きググつとぐんま観光キャンペーンの開催準備のため、ググつとぐんま観光推進室に名称変更した。

平成二十三年三月の東日本大震災による甚大な被害から県内経済を復興させるため、三月二十五日、物資・エネルギー対策室を設置して対策を講じた後、二十三年十一月一日、物流及びエネルギー供給の安定化に伴い産業政策課企画調整係に統合した。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月現在の産業経済部は、六課一局六地域機関二専門機関で組織され、職員数は二百七十一名となった。

歴代の商工労働部長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
商工労働部長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	寺澤 康行

理事 (産業経済局担当)	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	寺澤 康行
産業経済部長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一 <td>池田 秀廣</td>	池田 秀廣
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一 <td>大崎 茂樹</td>	大崎 茂樹
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一 <td>大崎 茂樹</td>	大崎 茂樹
産業経済部長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一 <td>大崎 茂樹</td>	大崎 茂樹
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一 <td>柿沼 伸司</td>	柿沼 伸司
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一 <td>三澤 益巳</td>	三澤 益巳
産業経済部 副部長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一 <td>根岸富士夫</td>	根岸富士夫
観光局長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一 <td>金井 達夫</td>	金井 達夫
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一 <td>樺澤 豊</td>	樺澤 豊
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一 <td>山口 章</td>	山口 章
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一 <td>磯田 文男</td>	磯田 文男

第二節 主要な施策、事業等の推移

一 景気動向と主要な施策

バブル経済の崩壊以降、長く低迷を続けていた我が国経済は、平成十四年に政府が景気底入れを宣言したもののその後の回復の動きは鈍かった。

その後、企業の事業再構築などにより雇用や設備の過剰感が解消したことから、企業の収益力が増し、生産活動や設備投資の増加に繋がったほか、雇用面も改善の動きが進み、個人消費も底堅く推移した。

平成二十年度には、世界的な「金融危機」の深刻化と「世界同時不況」の影響を受け、急速に悪化し低調に推移していた企業活動は、二十三年三月に発生した東日本大震災により再び大きなダメージを受けた。

その間、中小企業対策、雇用対策については推進・支援体制を整え、特にその支柱となる金融支援については、景気動向・資金需要に配慮した。制度融資は、資金繰り支援と積極経営支援を大きな柱とし、長期・固定・低利で事業資金を融資することにより中小企業者を資金面から支援した。

また、足利銀行の経営破綻や浅間山噴火等の自然災害も発生したことから、資金繰り支援に一層重点を置いた資

金の創設や制度の改善等に取り組みこととなった。

そのほか、企業誘致の推進、商業・サービスの振興、中心市街地・商店街の活性化対策、大型観光宣伝、労働環境の整備、産業技術専門校の体制整備とものづくり継承、人材育成など時代の潮流と変革に合わせ、多くの施策を展開した。

二 中小企業振興対策

(一) 群馬県中小企業憲章

平成二十三年六月、県経済を支える中小企業の健全な発展を支援するため、「群馬県中小企業憲章」を制定した。本憲章では「地域を支える中小企業の健全な発展を、国、市町村、関係機関と連携しながら支援」「未来を担う世代が中小企業に誇りと夢を持てるよう、その重要さを伝える」「公正な取引環境の整備に努め、中小企業の果敢な挑戦を支援」「施策の立案実施にあたっては、中小企業の立場にたち、経済環境の変化に対応し、常に迅速かつ適切な対策を講じることとし、振興の理念を定めた。

(二) 中小企業技術振興対策

中小企業の技術力向上支援の中核施策として、企画から販路開拓までの各段階に応じた補助を行う「R&Dサポート事業」から、研究開発規模や企業規模に応じて補助を行

う「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」へ刷新し、一般型、市町村・県・ハートナーシップ支援型、産業支援機関・県・ハートナーシップ支援型、次世代産業推進型を設置し、企業の新技術・新製品の開発を幅広く支援した。

(三) 1社1技術

平成十二年度から開始した「1社1技術」運動では、技術力のある企業の誇れる技術を「1社1技術」として選定したほか、選定企業に対する財政的支援、販路開拓支援等を実施した。

また、「1社1技術」選定企業の中から、特に優れた技術力を有する企業に対し、「中川威雄技術賞」、「群馬技術大賞・奨励賞」を授与した。

三 ものづくり基盤の強化

(一) 産業技術センター

平成十二年度に、基本設計等を実施した群馬産業技術センターは、十三年度から建設工事を行い、十五年三月に竣工した。

東毛産業技術センターは、平成十四年度から建設工事を行い、十五年九月竣工し、二十二年に株式会社ぐんま産業高度化センターの建物を取得し、東毛産業技術センターの一部として活用を開始した。

(二) 産学官連携

企業の技術開発ニーズと、大学や試験研究機関などに蓄積されている基礎技術や研究成果、知的財産などを結びつけ、共同研究や円滑な技術移転を推進することや、産学官連携機運をより一層醸成するため、産学官フェア等を開催した。

また、国競争的資金獲得に向けて、産と学及び国事業への橋渡しによる技術の実用化、製品化の促進や産業技術センターや東毛産業技術センター、繊維工業試験場を中核に、産学官共同研究や受託研究等の研究開発支援を実施した。

(三) 次世代産業振興

県内中小企業が高い競争力を維持し、成長を続けていくためには、既存産業の振興に加え、今後の需要拡大が見込まれる新たな成長分野への進出が必要であることから、県内の産学官関係者が一堂に会し、今後成長が期待される産業分野の総合的な振興を図ることを目的として、平成二十三年五月に「群馬県次世代産業振興戦略会議」を設立した。同会議のもと、次世代自動車、ロボット、健康科学、環境・新エネルギー、観光の五分野を重点産業分野とし、それぞれ部会を設け、各種事業を実施した。

四 観光の振興

(一) 大型観光宣伝

県内高速交通網を補完する幹線道路の整備が進み、全国的な観光需要の高まりとあわせ、首都圏からの誘客を促進するため、大型の観光キャンペーンを展開した。

平成十四年度以降、「ほのぼの群馬観光キャンペーン」や東京において観光展「まるごと群馬デー」などを開催した。

また、平成二十年度末には、JRグループ六社と地域が協同で実施する国内最大規模の大型観光キャンペーン「デザインেশヨンキャンペーン(DC)」の誘致活動が実を結び、二十三年七月から九月に本県で開催されることが決定した。

平成二十二年度は、DCの前年であることから、本番に向けた周知と気運醸成を図るため、「プレ群馬デザインেশヨンキャンペーン」を県内各地で実施し、オープニングイベントとして、「SLググつとぐんま号」の発式が高崎駅で行われた。

平成二十三年度は、東日本大震災の影響が強く残る中、被害の少ない地域から日本を元気にしていく必要があると考え、予定どおり七月から九月まで群馬DCを実施した。

期間中は、自然、歴史、文化、食、ボランティアなど、「体験」をキーワードとして千五百のメニューを展開するとともに

に、メディアを通じての全国規模の情報発信を強化した。

(二) 国際観光

平成十五年、国がビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部を立ち上げ、「観光立国行動計画」を策定し、二十二年度までに、訪日外国人数を千万人に増やすことを目標として掲げ、中国、韓国、台湾、香港からの修学旅行生に対する短期滞在査証の免除などが実施された。これに合わせ、本県も国内宿泊者数の減少に対応するため、外国人観光客の獲得に取り組んだ。

平成十七年度には、本県が中心となって、関東圏における国際観光推進組織である「国際観光圏関東推進協議会」を一部九県で設立し、協議会事業として台北国際旅行博に出展した。

また、平成十八年度以降は、中国広東省セールズプロモーションの実施や「YOKOSO! JAPAN2007」青島ジャパンフェスタ、上海世界旅遊資源博覧会などへ出展した。

平成二十年度には、知事による広東セールズプロモーションを実施するとともに、協議会事業として中国国際旅遊交易会に出展するなど、継続して群馬県の魅力を発信した。

五 雇用支援・職業能力開発

(一) 雇用支援

女性労働者の地位向上や職場環境の整備のため、講座・セミナー等を開催したほか、平成元年度に創設されたキャリアリーダー制度により、改正男女雇用機会均等法等の趣旨の普及と女性労働者の地位及び労働条件の向上を図った。

若者に対する支援としては、若者の高い失業率の改善やフリーター等非正規雇用者の正社員化を図るため、高崎、桐生、沼田の3箇所に「若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）」を設置し、個々のニーズに応じたきめ細かなカウンセリングや職業紹介、就業後の定着までのワンストップで一貫した就職支援を実施した。

また、首都圏に進学した大学生等の群馬へのUターン就職を促進するため、ぐんま総合情報センターにおいて就職相談業務やセミナーを実施したほか、新規学卒者を取り巻く厳しい雇用情勢を踏まえ、群馬労働局等と連携し、大学生や高校生等を対象とする就職面接会を県内において開催した。

(二) 職業能力開発

労働者の職業能力の開発及び向上が、産業社会の一層の発展を図るためには不可欠であることから、段階的かつ体系的に職業能力開発の促進を行うことを基本理念として、

昭和六十年十月、職業訓練法が職業能力開発促進法に改正、施行された。

昭和四十六年から始まった第一次から第四次群馬県職業訓練計画においては、一貫して生涯訓練体制の基礎づくりを進めることとして、職業能力開発を総合的に推進するための枠組みが整備された。

第五次計画では、個々の労働者の豊かさや働きがいを目的とし、本計画に基づいて、前橋・高崎・太田の各高等技術専門校を産業技術専門校に改組した。各校ともハード・ソフトの両面を充実させて新築・移転することとし、それぞれ体制整備を完了した。

また、第六次計画の骨子を継承発展させた本県独自の群馬県職業能力開発アクションプラン「ひと・もの・環境づくり計画」を策定し、産業技術専門校を職業能力開発の拠点へと転換することを目指した。

第二章 産業政策課

第一節 組織等の変遷

第一項 産業政策課

平成十四年四月、グループ制の導入と総合的な産業政策の推進のため、総務グループ、産業政策グループ、商工団体グループ並びに産業集積促進室の、三グループ一課内室の体制とした。

平成十五年四月、景気回復対策を最重点課題として産業政策を推進するため、産業政策グループを廃止して産業戦略グループを設置するとともに、予算グループを設置した。

平成十六年四月、地域経済の振興並びに市町村合併に呼応する形で商工会議所及び商工会が組織を再編する動きに対応するため、商工団体グループを廃止して地域経済振興グループを設置した。

平成十七年四月、政策立案と情報収集を集約して円滑

に実施できるよう、予算グループを産業戦略グループに統合した。

平成十八年四月、産業政策グループを企画予算グループに、地域経済振興グループを産業振興グループに名称変更した。

平成十九年四月、総務グループを廃止して総務予算グループを設置し、企画予算グループ及び産業振興グループを廃止して企画振興グループを設置した。

また、産業集積促進室を産業創造促進室に名称変更した。

平成二十年四月、係制の導入により、総務予算係、企画進行係、産学連携係の三係制とした。

また、企業立地促進法による基本計画等の策定に合わせ総合的な企業立地支援をするため、産業創造促進室を廃止し、企業誘致推進室を設置した。同室は、誘致企画係、企業誘致第一係、第二係の三係制とした。

平成二十年九月のリーマンショックによる中小企業の支援等体制の強化のため、二十一年四月、企画振興係を廃止

し、企画調整係と商工団体係を設置するとともに、産学連携係を工業振興課に移管した。

平成二十三年三月二十五日、東日本大震災による甚大な被害から一刻も早く安定した物流及びエネルギー供給を図るため、部内に物資・エネルギー対策室が設置された。

同室は、平成二十三年十一月一日、物流及びエネルギー供給の安定化とともに廃止され、産業政策課企画調整係に統合された。

平成二十四年三月現在の組織、事務分掌、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

産業政策課長 次長 産業政策専門 官	総務予算係 (六名)	職員の身分、職務、給与、表彰、文書、会計、管財、予算、決算
	企画調整係 (四名)	企画調整、産業政策推進、議会、経済情報収集分析、物資エネルギー対策
商工団体係係		中小企業団体中央

企業誘致推進室長	誘致企画係 (五名)	会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会、中小企業サポーターズ制度
		企業誘致施策、企業。パートナー
		企業誘致活動
		企業誘致第二係 (二名)
企業誘致第二係 (二名)	企業誘致活動 (東京担当)	

職名	在職期間	氏名
産業政策課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	橋本準之助
商工労働部 参事兼 産業政策課長	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	橋本準之助
産業政策課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	中山正司
産業経済部 参事兼 産業政策課長	自平成一九・四・一 至平成二十・三・三一	中山正司

一 計量検定所

第二項 地域機関

産業政策課長	自平成二十・四・一 至平成二一・三・三一	三澤 益巳
産業経済部 参事兼 産業政策課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	茂木 悦郎
産業政策課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	中山 勝文
産業集積促進 室長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	高橋 厚
産業集積促進 室長	自平成二四・四・一 至平成二六・三・三一	引田 秀雄
産業創造促進 室長	自平成二六・四・一 至平成二九・三・三一	富宇加治一
産業創造促進 室長	自平成二九・四・一 至平成二〇・三・三一	武藤 敏行
企業誘致推進 室長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	小阿瀬達哉
企業誘致推進 室長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	小林雄二郎

職名	在職期間	氏名
計量検定所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	笹尾 利昭
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	剣持 文彦
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	茂木 雅夫
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	小暮 進
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	中澤 恒恭
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	南雲 正和

平成十五年四月、所長以下3課(企画課、検定第一課、検定第二課)体制から、2グループ(総務啓発グループ、検定検査グループ)体制となり、十七年四月、1グループ(計量検定グループ)体制となり、二十年四月から計量検定係の1係体制で現在に至っている。
歴代の所長は、次のとおりである。

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 産業政策の企画推進

一 産業政策の企画推進及び調整

部の主管課として産業経済行政の企画立案、重要事項の決定、進行管理を行うほか、産業経済施策の調整を図り、総合的な産業活性化対策を推進している。また、全庁的な企画調整機能の一部を担うなど、部行政の円滑な運営に努めている。

バブル経済の崩壊以降、長く低迷を続けていた我が国経済は、平成十四年五月に政府が景気底入れを宣言したもののその後の回復の動きは重く、足踏み状態に入った。このような情勢の中、景気回復対策を最重要課題とし、中小企業の景気回復に総合的に取り組み、本県の強みである「ものづくり産業」の基盤となる技術力強化を図るため、「群馬産業技術センター」「東毛産業技術センター」の建設を進めた。

平成十五年には、県内企業が有する優れた技術を掘り起こし、国や県の施策を重点投入することで、県内企業の技術力の強化と産業集積の創出を図る「ぐんま星雲クラスター構想」を推進した。また、建設を進めていた「群馬産業技術センター」「東毛産業技術センター」をオープンさせた。

平成十六年は、事業再構築などにより雇用や設備の過剰感が解消したことから、企業の収益力が増し、生産活動や設備投資の増加に繋がったほか、雇用面も改善の動きが進み、個人消費も底堅く推移した。民間需要主導の景気回復の動きを確実なものとするため、中小企業対策推進本部において、全庁的な景気・雇用対策を決定し、施策を展開した。また、幅広い経済波及効果を生み出すため、メディアなどを活用した地域経済振興を行った。

平成十六年以降、県内経済は回復基調で推移した。しかしながら、企業規模や業種、地域によつて実感が伴わないことが多いことから、景気回復の動きを一層確実なものにするための諸施策を講じた。ものづくり振興としては、中小企業の新技術・新製品開発に対する助成や、産業技術センターや繊維工業試験場における共同研究・技術相談を通じて、技術力の向上を引き続き支援した。

世界的な「金融危機」の深刻化と「世界同時不況」（リーマンショック）の影響を受け、平成二十年度の県内経済は秋以降に急速に悪化したことから、中小企業の資金繰りを積極的に支援するとともに、群馬県産業支援機構を通じ、経営や創業に関する課題解決をサポートするなど、企業経営の安定化に努めた。

一方、北関東自動車道の全線開通を控え、県内経済にさ

らに活力を与えるため、知事トップセールスによる企業立地の促進や企業誘致推進補助金を活用した誘致活動などを展開した。また、観光立県を推進し、本県観光のイメージアップを図るため、ぐんま大使の任命や新たなキャッチフレーズ・ロゴを選定するなどした。

リーマンショック以降、低調に推移していた企業活動は、平成二十三年三月に発生した東日本大震災により再び大きなダメージを受けた。このような中、本県経済を震災の影響から早期に回復させるため、「地域経済を支える人材の育成」「誰もが安心して暮らし働ける環境の整備」「立地条件を活かした産業活力の維持・向上」を柱とし、諸施策を講じた。

平成二十三年六月には、県経済を支える中小企業の健全な発展を支援するため、振興の理念を定めた「群馬県中小企業憲章」を制定した。

二 産業情報の収集・提供

変化する経済情勢に応じ、適切な施策を機動的に実施するため、県及び国内外の経済情勢、各種産業情報の収集、分析を行っている。

県内産業動向については、県内中小企業の経営実態や企業の将来の見通し等を把握するため、経済団体(中小企業

団体中央会、商工会議所連合会、商工会連合会)等と協力してヒアリング調査を実施したほか、経済情勢の変動に伴う影響等を調査した。

県や国等の中小企業支援施策、制度を網羅した「企業サポートガイド」を継続して作成し、事業者や勤労者等に各種制度を有効に利用していただくための資料として、活用された。作成は県予算だけではなく、関係経済団体等に協力を仰ぎ、それぞれが必要とする部数の印刷費用を負担し合って作成する方式を採用した。

第二項 商工団体の経営支援能力強化

一 商工会議所・商工会

平成十四年四月現在、県内には十か所の商工会議所と六十二か所の商工会が設立されていた。市町村合併に呼応する形で、十六年四月に万場町と中里村の商工会が合併し、神流町商工会が新設されたのを皮切りに、市町村と密接に関係する商工会議所及び商工会が地域の商工業の実態に即して組織を円滑に再編しようとする動きが見られた。

また、平成二十二年十一月、群馬県商工会連合会は商工会改革基本構想を策定し、会員企業の支援を強化する

とともに、商工会組織基盤の強化を図るため、合併を含めた抜本的な商工会改革を推進することとした。

その結果、平成二十四年三月現在、商工会議所は、安中市及びみどり市を除く十市に十か所、また、商工会は、館林市を除く十一市及び県内二十三全町村の計四十七か所に再編された。二十四年四月には、渋川市北橋、渋川市赤城、渋川市子持及び渋川市伊香保の四商工会の合併が行われる。

これら県内各地域の商工団体と、群馬県商工会議所連合会及び群馬県商工会連合会が一体となって、主として本県商工業の総合的な振興発展のための事業を広く展開しているところである。

昭和三十五年の補助事業創設以来、商工会議所、商工会及び商工会連合会が行う小規模事業者の経営改善普及事業に係る人件費及び事業費について国と県で二分のずつ補助を行ってきた。しかし、国は平成七年以降一般財源化を進め、十八年の三位一体の改革により、全てが県単独補助事業となった。

商工団体の事務局体制については、国庫補助事業として昭和四十七年度に事務局長制度が創設され、平成二十三年度現在、県補助事業を活用した事務局長設置は、三商工会議所、三十二商工会の計三十五団体となっている。

また、中小企業の倒産防止対策の一環として、国庫補助事業を活用した「倒産防止特別相談室」が昭和五十四年四月に高崎商工会議所に設置され、以来、五十五年四月に前橋商工会議所、同年十一月に桐生商工会議所、五十六年四月に群馬県商工会連合会、五十七年十月に伊勢崎と太田の各商工会議所に設置された。なお、同相談室は、五十九年度から「経営安定特別相談室」と名称変更し、その後、平成元年七月に館林商工会議所にも設置され、現在、県内七カ所で、倒産の未然防止と倒産による社会的混乱の防止に取り組んでいるところである。

二 中小企業団体中央会

平成十四年からの十年間における組織化行政は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、企業組合及び火災共済協同組合、中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合及び協業組合の設立及び育成指導であった。

これらの組織化行政について、県では、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度の普及や事業協同組合等の設立・運営指導を行う中小企業団体中央会と密接な連携のもと、組合制度の普及徹底、組合設立手続きの支援、さらには運営全般についての指導を行った。

そのため、中小企業連携組織化（事業協同組合等）の促進並びに中小企業団体の育成及び指導を推進することを目的として、群馬県中小企業団体中央会に対して、昭和十四年度から人件費及び事業費について補助を行った。

また、平成十九年には、役員の任期変更など、中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直しに関する法改正が行われた。

平成二十四年三月末における県所管組合数は、事業協同組合四百二十六、火災共済協同組合一、協同組合連合会四、企業組合十五、商工組合十八、協業組合五、計四百六十九である。

平成十八年度以降、新設組合の約三倍の組合が解散している。理由としては、市町村合併による解散や所期の目的を達成し役割を終えたための解散、組合員減少に伴う事業継続困難による解散等があげられる。

現状では、業界別、地区別組合についてはほぼ設立されているため、新たな設立は減少傾向にある。最近では、自治体等が発注する公共事業等の共同受注を行う組合の設立が増えている。

三 群馬県中小企業サポーターズ制度

平成二十二年度に県内各地に豊富な人材とネットワーク

を有する金融機関と、既存の中小企業支援機関との連携による新たな企業支援制度として「群馬県中小企業サポーターズ制度」を創設した。

金融機関職員や商工会議所の経営指導員等を「中小企業サポーター」と位置づけ、各サポーターの企業支援能力の向上を図り、きめ細かな中小企業の経営支援を展開することにより、県内中小企業の経営力の更なる向上を目指している。

平成二十四年三月末現在、県中小企業サポーターズ協議会によるサポーター認定数は六百九十八人である。

第三項 (財)群馬県産業支援機構

従来から本県の中核的な中小企業支援機関として活動が続けてきた(財)群馬県中小企業振興公社は、平成十五年、(財)群馬県産業支援機構に名称変更し、事業目的を「経営革新による中小企業の経営基盤の強化を促進するとともに、創業の促進並びに科学技術振興及び産学官連携を推進し、群馬県の産業の発展に寄与すること」と改めた。

平成十六年度には、(財)工業技術振興基金の解散に伴う残余財産を「ものづくり振興基金」として受け入れ、ものづくりに関する技術の高度化や新製品開発能力、それらを

活用した事業化への取組を支援する「ものづくり技術振興事業」を開始した。

以降も、同機構では、戦略的基盤技術高度化支援事業を始めとする国の競争的資金の獲得支援などの取組を強化し、県内中小企業の更なる発展と次世代産業の創出・育成のための施策を実施してきた。

なお、平成二十三年度には「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」による県からの職員派遣を終了し、機構の自主性を高める形での事業運営を進めることとなった。

第四項 企業誘致の推進

昭和三十年代後半以降、本県では、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の土地利用関係法令や環境関係法令等を踏まえ、産業界の調整や地域環境との調和を図りつつ、立地条件の優れた工業用地を選定し、産業の発展基盤の整備と工業用地の計画的確保を図り、企業誘致を積極的に推進してきた。

特に、企業誘致施策については、工業再配置促進法、低開発地域工業開発促進法、農村地域工業等導入促進法等を活用し、既存企業の体質強化と工業構造全般の高度化を

図るため、経営内容が健全で、安定性、成長性があり、県内既存企業への波及効果が大きく、公害等の発生の恐れのない優良企業の誘致に努めきたところである。

バブル景気崩壊後の長引く景気低迷に対応するため、ものづくり産業や新産業を中心とした産業集積の促進を図り、ものづくり産業やこれを基盤にして生まれる新たな産業と補完・連携する新たな産業集積の形成を目指すため、集積の創出、集積の継続、新産業の創出を柱とする「群馬県産業集積基本方針」を平成十四年に策定した。

さらに、平成十九年には、地域経済の自立的発展強化を図ることを目的として企業立地促進法が施行されたことに伴い、本県では「アナログ関連産業」「基盤技術産業」「健康科学産業」「環境関連産業」の4分野を特に集積すべき産業と位置付け、関係市町村と共同して基本計画を策定するとともに、北関東自動車道の全線開通などによるインフラ向上を見据えた産業集積の方向性として、「北関東ベルトゾーン開発構想」を策定し、戦略的な産業集積を促進している。

企業立地促進法による基本計画等の策定にあわせ、平成二十年から庁内の総合的な企業誘致支援体制として企業誘致推進本部の設置、名古屋事務所への誘致担当職員の配置、東京における企業誘致拠点として群馬総合情報センターを設置するなど企業誘致体制の整備を進めた。加えて、

伊勢崎市	(株)オリシピア	業務用機械
藤岡市	(株)鐵建	金属製品
太田市	ダイセン(株)	金属製品
甘楽町	(株)ヨコ食品工業	食料品
邑楽町	清水印刷紙工(株)	出版・印刷

平成十八年

邑楽町	(株)昭和	その他
伊勢崎市	(株)浅野	金属製品
昭和村	味の素フラインテクノ(株)	化学
昭和村	藤森工業(株)	プラスチック
太田市	DOWAサーモエンジニアリング(株)	金属製品
太田市	(株)吉田製作所	プラスチック
高崎市	群栄化学工業(株)	化学
邑楽町	RP東プラ(株)	プラスチック
伊勢崎市	メロディアン(株)	食料品
太田市	(株)ジーテクト	金属製品
桐生市	小倉クラッチ(株)	輸送機械

平成十九年

伊勢崎市	(株)中島	輸送機械
------	-------	------

太田市	味の素冷凍食品(株)	食料品
伊勢崎市	翔栄(株)	窯業・土石
前橋市	旭化成(株)	プラスチック
昭和村	キヤノン電子(株)	精密機械
安中市	松己鉄工(株)	一般機械
伊勢崎市	(株)上毛新聞	出版・印刷
安中市	(株)ユー・コーポレーション	電子部品
前橋市	三益半導体工業(株)	電子部品

平成二十年

伊勢崎市	コガックス(株)	輸送機械
太田市	リケンテクノス(株)	プラスチック
館林市	東洋水産(株)	食料品

平成二十一年

邑楽町	丸一鋼販(株)	鉄鋼
-----	---------	----

平成二十二年

桐生市	(株)宮原合成	プラスチック
前橋市	富士化学(株)	プラスチック
桐生市	(株)アスバックス	パルプ・紙
桐生市	(株)三景	プラスチック

平成二十三年

玉村町	(株)キーテクノロジ	生産用機械
板倉町	イトアンド(株)	食料品
高崎市	(株)原田	食料品

平成二十四年

甘楽町	(株)ヌカベ	輸送機械
安中市	上毛天然瓦斯工業(株)	ガス業
高崎市	(株)高崎共同計算センター	その他
明和町	凸版印刷(株)	出版・印刷
安中市	信越化学工業(株)	化学
館林市	カルピス(株)	食料品
太田市	リケンテクノス(株)	プラスチック
館林市	(株)プラスチック・ホンダ	プラスチック
前橋市	野村鋼機(株)	金属製品
館林市	ダノンジヤパン(株)	食料品
藤岡市	オオサキメデイカル(株)	化学
前橋市	(株)徳永	ガス業
太田市	(株)ワータックス	輸送機械
前橋市	(株)吉田鉄工所	輸送機械
前橋市	(株)ヤマト	鉄鋼
前橋市	(株)ベイシア	食料品

第五項 計量検定業務

一 事業登録等

地方分権推進の観点から平成二十三年四月一日、「特定計量器の販売事業の届出受理等」の事務を県内全市町村へ権限移譲した。

二 検定・検査

取引及び証明に使用する「はかり」は2年に1回定期的に知事の検査を受ける事が義務づけられているが、規制緩和・民間活力導入の観点から平成十五年四月一日、計量法に基づく指定定期検査機関制度を導入、社団法人群馬県計量協会を指定定期検査機関に指定し定期検査を委託した。

なお、これに伴い指定定期検査機関が行う定期検査の手数料に係る規定を追加した群馬県計量検定所手数料条例を一部改正し施行した。

また、地方分権推進の観点から特定市(前橋市及び高崎市)を除く市部への特定商品量目の立入検査等に関する事務を権限移譲した。

平成十七年七月一日、計量法の一部改正に伴い、認定事業者制度を行政の裁量の余地の無い登録制とした。

平成十八年四月一日、町村合併により誕生したみどり市に対し特定商品量目の立入検査等に関する事務を権限移譲した。

平成二十二年四月一日、特定市(前橋市、高崎市、太田市、伊勢崎市)を除く市部に対し、法定計量単位により取引する者に対する勧告措置に関する事務を権限移譲した。

前述の「特定計量器の販売事業者の届出受理等」の事務の市町村への権限移譲により平成二十三年度までに県から市町村へ権限移譲できるものは全て行った。

さらに、平成二十三年八月三十日、計量法の一部改正により同一県内の県と特定市との法定協議が廃止されたため、計量行政の自治事務化による地方分権化が一層推進された。

三 普及・指導

十一月一日の「計量記念日」を中心に十一月の一月を計量強調月間と定め、広く県民に計量についての正しい知識と理解を広めると共に、事業所等における計量思想の高揚と計量管理技術、品質保証の向上及び消費者利益の確保を図ることを目的として次のような事業を実施した。

広報活動として、標語ポスターの作成及び配布、群馬県広報資料への掲載、群馬県HPへの記事掲載、新聞や市町村

広報誌へ記事を掲載した。

計量思想の普及啓発活動として、計量モニター事業の実施、「暮らしの計量相談窓口」の開設、市町村主催の消費生活展への計量管理展示物品の貸出、計量思想啓発用景品、啓発リーフレットの配布、また、正量取引推進啓発リーフレットを県内商工会議所を始めとする関係団体へ配布した。

計量器の適正使用の指導として商店等への立入検査・指導を実施した。

その他、子供達に日頃何気なく使っているはかりや計量の重要性と有効性を伝え関心を持つてもらうため、計量検定所において近隣の小学生と保護者を対象とした「はかりの工作教室」を開催するなど計量思想の普及・指導に努めた。

四 計量行政における環境変化

IT化及びグローバル化のめざましい進展により変化の激しい世界経済、社会情勢に対応するため国が進める規制緩和、民間活力の導入及び地方分権の大きな流れの中で計量検定制度も大きく変貌した。

今後平成十七年度から始まった特定計量器の技術基準のJIS化引用等、時代に対応した計量制度の在り方が大きな課題となっている。

第三章 商 政 課

第一節 組織等の変遷

第二項 商 政 課

一 商政課

平成十四年四月現在の組織は、四係（金融係、商業振興係、流通・サービス業係、大型店係）体制であったが、十五年四月の機構改革でグループ制に移行するとともに、経営支援課の業務を移管し、四グループ（金融グループ、経営支援グループ、新産業グループ、商業グループ）に再編した。

平成十六年四月、企業の販売力強化を支援するため、新産業グループを経営支援グループに統合再編した。

平成二十年四月、グループ制が廃止され、係制が導入されたことに伴い、業務が多岐にわたる経営支援グループを経営支援係とサービス産業係に分割し、金融グループ及び商業グループは金融係、商業係に名称を改めた。

平成二十一年四月、行政事務所から中小企業経営革新

計画承認事務を移管したことに伴い、実施体制を強化するため、サービス産業係を経営支援係に統合し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

商政課長 次 長	金融係 (五名)	経営支援係 (七名)
	制度融資、小規模企業者等設備導入資金、高度化資金、信用保証協会、貸金業の登録及び指導監督	経営支援、経営革新支援、創業支援、(財)群馬県産業支援機構、サービス産業の振興、物流効率化促進、産業の情報力強化支援、コミュニケーション

	商業係 (六名)	商業・商店街の振興、中心市街地活性化、大店立地法に基づく出店審査・指導
--	-------------	-------------------------------------

職名	在職期間	氏名
商政課長	自平成二二・四・一 至平成二六・三・三一	柿沼 伸司
〃	自平成一九・四・一 至平成一九・三・三一	茂原 賢充
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	三澤 益巳
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	戸塚 俊輔
〃	自平成二三・四・一 至平成二三・四・一	須藤 文規

二 経営支援課

平成十四年四月現在の組織は、経営支援係、情報推進係及び起業支援係を再編してグループ制に移行し、二グループ(創業経営革新グループ、情報推進グループ)体制である。

つたが、一五年四月の組織改正により、商政課に業務を移管して、組織を廃止した。
歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
経営支援課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	青木 正
創業支援室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	倉澤 勉

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 中小企業金融の円滑化

一 制度融資の改善強化

日本経済は、日本銀行がITバブル崩壊後に導入したゼロ金利政策・量的緩和政策の効果もあり、平成十四年二月から二十年三月までは「いざなぎ景気」とも呼ばれる緩やかな景気拡大期であった。しかし、十九年夏頃からアメリカでサブプライムローン問題が顕在化し、これに端を発する世界的

な金融危機の影響を受け国内景気も失速し、特に二十年九月に発生したリーマン・ショックの影響により急速に悪化した。その後、中小企業金融円滑化法の施行(二十一年十二月)や日本銀行のゼロ金利政策の復活(二十二年十月)等により景気は持ち直しに転じつつあったが、二十三年三月に発生した東日本大震災により再び大きく後退することになった。

本県の制度融資は、資金繰り支援と積極経営支援を大きな柱とし、長期・固定・低利で事業資金を融資することにより中小企業者を資金面から支援している。本県においてはリーマン・ショックや東日本大震災の他に、足利銀行の経営破綻や浅間山噴火等の自然災害も発生したことから、制度融資においては資金繰り支援により重点を置き資金の創設や制度の改善等に取り組みこととなった。

(一) 資金繰り支援資金等の動き

経済情勢等の変動による影響は、財務基盤が弱く取引上の立場も弱い中小企業者に最も大きく及ぶこととなる。このため制度融資においては中小企業者の経営の安定や回復に必要な資金を融資する資金繰り支援が大きな柱の一つとなっている。

平成十五年四月には、資金繰り支援の主力資金の一つとして国のセーフティネット保証を活用する「セーフティネット

資金」を創設した。また、返済負担の軽減による資金繰りの改善を支援するため、売上等が減少している場合に県制度融資の既往債務の借換を可能とする制度を導入した。

平成十五年十一月の足利銀行の経営破綻は県内中小企業者への影響も多大であったことから、資金繰り支援に万全を期すため「経営強化支援資金」及び「セーフティネット資金」の融資枠を大幅に拡大した。また、浅間山噴火(十六年九月)、新潟中越地震(同年十月)、利根沼田地域の豪雪(十七年十二月)といった自然災害に対しては、「経営強化支援資金」において売上急減要件を発動し、災害により売上が急激に減少している宿泊業、飲食店、小売業等を支援した。

平成二十年九月に発生したリーマン・ショックは県内中小企業者にも深刻な影響を与え、「経営サポート資金」の利用が対前年比八十六・二%増の千百十四億円と急増した。この「経営サポート資金」は既存の「経営強化支援資金」、「セーフティネット資金」及び「中小企業災害復旧資金」を統合し同年四月に創設したものである。

リーマン・ショック以降、利用者の返済負担を軽減するための特例措置を導入した。平成二十年十二月から中小企業金融円滑化法施行に伴う措置として借換制度において売上減少等の要件を満たさなくても借換を可能とした。二十一

年四月には一部の資金で据置期間の一年延長を可能とする措置を導入したが、同年十二月からは「小口資金」を除く全資金を対象を拡大した。二十三年四月からは借換によりなくても返済負担の軽減が図れるよう全資金を対象に最長三年の融資期間延長を可能とする措置を導入した。

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は計画停電や物資不足等により県内中小企業者に影響を与えた。このため同月二十三日に地震の直接被害に対し「経営サポート資金」災害復旧関連要件の上限金利の引下げを行い、震災による売上減少に対しては同資金の経営強化関連要件において売上急減要件を発動し支援した。更に、同年四月には「東日本大震災被害対策資金」を新たに創設した。平成十四年度から二十三年度までに創設した資金繰り支援に係る資金等は次のとおりである。

- ・売掛債権活用資金(十四年十一月～二十一年三月)
- ・セーフティネット資金(十五年四月～二十年三月)
- ・借換制度の導入(十五年四月～)
- ・緊急経営改善資金(十五年四月～)
- ・中小企業再生支援資金(十八年四月～)
- ・小口零細企業資金(十九年四月～)
- ・経営サポート資金(二十年四月～)
- ・借換要件緩和の特例措置(二十年十二月～)

- ・据置期間延長の特例措置(二十一年四月～)
- ・流動資産担保活用資金(二十一年四月～二十三年三月)

- ・融資期間延長の特例措置(二十三年四月～)
- ・東日本大震災被害対策資金(二十三年四月～二十四年三月)

(二) 積極経営支援資金の動き

制度融資のもう一つの大きな柱である積極経営支援は、地域経済の活性化や行政課題の解決、産業界のニーズに対応するため資金面から支援を行うものである。

平成十四年四月には環境やバイオ等の産業分野に新たに進出しようとする中小企業者等を対象とする「次世代産業支援資金」を創設した。十五年四月には「ディーゼル車の排出ガス基準問題に対応するため」排出ガス基準適合車購入資金」を創設した。十七年四月には既存の五資金を統合して「中小企業・パワーアップ資金」を創設し積極経営支援資金の主力資金とした。

創業支援については、平成二十年四月に再起業する者等を新たに対象に加え、名称を「創業者支援資金」から「創業者・再チャレンジ支援資金」に改めた。

この他にも国体やねりんピック、JＲのデスティネーションキャンペーンといったイベントの開催に合わせ施設整備等に

積極的に取り組む中小企業者を資金面から支援するため、各イベントに対応した資金を期間を限定して創設した。

平成十四年度から二十三年度までに創設した積極経営支援に係る資金は次のとおりである。

- ・次世代産業支援資金(十四年四月～十七年三月)
 - ・第五十八回国民体育大会冬季大会宿泊施設整備資金(十四年四月～十五年一月)
 - ・排出ガス基準適合車購入資金(十五年四月～十八年三月)
 - ・ねんりんピックぐんま宿泊施設整備資金(十六年四月～十六年十月)
 - ・中小企業パワーアップ資金(十七年四月～)
 - ・第六十一回国体冬季大会スキー競技会宿泊施設整備資金(十七年四月～十八年二月)
 - ・中小企業フロンティア資金(二十年四月～二十三年三月)
 - ・創業者・再チャレンジ支援資金(二十年四月～)
 - ・群馬ステイネーションキャンペーン支援資金(二十二年十一月～二十三年九月)
- 二 信用補完の充実
- 群馬県信用保証協会で行っている中小企業に対する信用

補完制度については、年々その実績を上げているが、その業務運営を援助するため、県は、平成十五年三月から十八年三月までの間に同協会に対し、八億五千三百四万円の出えんを行った。この十年間における群馬県信用保証協会及びその業務は、次のような状況であった。

まず、基本財産は、平成十三年度末二百八十一億六千十三万円から二十三年度末三百三十六億七千四百十六万円と約一・二倍となった。また、保証債務残高は、十三年度末十萬五千二百五十件、六千七百四十五億四千六百四十九万円から減少傾向で推移し、十九年度末七万七千三十五件、五千八百四十八億六千九百九十九万円となった。しかし、緊急経済対策の一環として、二十年十月に創設された緊急保証制度や、リーマン・ショックを含む一連の金融危機の影響により、二十一年度末七万六千九百二十五件、六千六百九十四億七千九百四十九万円と大幅に増加し、二十三年度末七万三千四百九件、六千三百四億四千六百二十万円となった。

協会の利用面では、平成十五年二月に資金繰り円滑化借換保証制度の取り扱いが開始され、中小企業の返済負担軽減及び資金繰りの円滑化に寄与した。また、十八年四月に企業の信用リスクを考慮する信用保証料率の弾力化、十九年十月に金融機関との間で責任共有制度が導入され、信

用補完制度の大幅な改正が行われた。

また、群馬県信用保証協会は、信用保証業務のほか、平成十六年度に全国に先駆け企業の再生を業務の柱として掲げ「企業再生支援室」を設置し、二十三年度には企業の経営及び再生支援を行う「企業支援課」に組織変更し、企業支援にも積極的に取り組んだ。

三 貸金業対策

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」と「貸金業の規制等に関する法律」のいわゆる貸金業規制二法に基づき、県では、適正な貸金業者登録事務を行うとともに、資金需要者等の利益の保護を図るため、厳正な立入検査等を実施してきた。また、群馬弁護士会と連携して、貸金業者の違法な高金利や取り立てによる被害者を救済するため、利用者の苦情や相談の受付処理を行い、資金需要者の利益の保護を図ってきた。さらに、自主規制機関である日本貸金業協会の群馬県支部を通じ、業界の健全化、業務の適正化を指導することにより、利用者保護を強化してきた。

貸金業の上限金利については、多重債務者の増加が大きな問題となり、違法な取立行為など大手貸金業者の営業実態が明らかになる中、平成二十二年六月十八日に改正

貸金業規制二法が完全施行され、元本十万円未満は二〇・〇％、十万円以上百万円未満は一八・〇％、百万円以上は一五・〇％に引き下げられた。

県登録の貸金業者数は、平成十三年度末は二百二十二業者であったが、二十四年三月末では十六業者と大幅に減少した。

四 高度化資金貸付の実施

高度化資金制度については、中小企業が共同して経営基盤の強化を図るため組合などを設立して、工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業等に対して資金及びアドバイスの両面から支援する制度である。

高度化資金の新規貸付については、平成十五年度に県内の流通事業協同組合を対象に、組合員が共同利用する共同物流センターや給油施設等を建設する事業に貸付を行った。また、二十三年度に県内の卸商社街協同組合の組合員企業を対象に、アスベスト対策を目的とした倉庫建て替え事業に貸付を行った。

高度化資金の累計貸付実績については、平成二十三年度末で、千七百七十三件、五百三十三億五千九百四十七万円の貸付となっている。

第二項 中小企業の経営支援

一 高度化事業に係る診断等

中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るため組合などを設立して、ショッピングセンターなどを建設する事業等に対して資金及びアドバイスの両面から県と中小企業基盤整備機構が一体となって支援する制度で、計画・建設時の診断及び貸付後の運営診断を実施している。

(一) 共同施設事業に係る診断等

組合等が共同で利用する施設等を整備した、桐生市本町三丁目商店街(振)、桐生市本町四丁目商店街(振)において運営診断を実施した。

(二) 商店街整備等支援事業に係る診断等

地元小売業者による第三セクター(株)田園都市未来新田(旧新田町・現太田市)が運営する共同店舗に対して運営診断を実施した。

(三) 施設集約化事業に係る診断等

物流の効率化を目指して建設された施設の適切な運営を確保するために、北関東トウエンティワン流通事業(協)に対して建設診断・運営診断を実施した。

(四) 設備リース事業に係る診断等

関東信越ガス事業(協)が組合員の生産の効率化等の改善

に必要な設備を一括して取得し、組合員に設備リースする事業で、組合員である県内ガス事業者に対して設備リース事業に係る建設診断・事業助言を実施した。

二 経営革新・経営支援

一九九〇年代に入り、我が国の中小企業を取り巻く経営環境は、グローバル経済の下での競争激化、経済構造の転換、情報技術の進展等の大きな変化がみられ、中小企業では、こうした経営環境の変化に即応した新たな取り組みが大きな経営課題となった。

(一) 中小企業経営革新支援対策

「中小企業経営革新支援法(平成十一年制定)」の一部が改正され、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(新事業活動促進法)」が十七年四月に施行された。この法律は、今日的な経営課題に対応して経営の革新に積極的にチャレンジする中小企業者を応援するもので、企業の経営革新のための金融など様々な角度から、「経営革新計画」の承認を受けた県内中小企業に対して、新分野進出など経営革新への取組を支援した。さらに、十六年度までは、承認した「経営革新計画」に基づいて新製品の開発等の経営革新事業を行う中小企業に対し、経費の一部を助成した。

平成十六年度までは、承認した経営革新計画の目標の達

成及び計画承認後の成功事例の確保に向けて、中小企業診断士等の経営の専門家で構成する群馬県経営革新支援チームを設置し、中小企業からの相談に応じて助言・指導を行うとともに、制度の普及啓発・利用促進を図り、承認申請企業の発掘及び計画作成の支援を行った。また、既に計画の承認を受けている企業の計画達成にむけての助言・指導を行うことによりフォローアップ体制も充実した。

平成十六年度には、既に計画期間を終了した事業者等の中から所期の目標を達成していると認められるモデル事業者(先進事例)を発掘し、成功の秘訣をPRするとともに、経営革新計画及び支援措置について周知するため、「経営革新支援セミナー」を開催した。

(二) 経営支援

「中小企業支援法」の施行により、行政の役割は、中小企業に対する指導から中小企業の自助努力による積極的な活動に対する支援へと転換されたことから、県では、中小企業が様々な経営資源を確保することを重点的に支援することとし、そのための諸事業を実施した。

経済の動向に応じた円高・円安セミナーなどを実施した。このほかに、企業は、新型インフルエンザや自然災害などの緊急事態であっても、事業を継続していかねばならず、また取引先からは、重要な業務が中断しないこと、たとえ中断

したとしても早期に再開することが求められる。そのため、企業にとつてこの様な緊急事態に備えることが危機管理の観点から非常に重要であり、事業継続計画(BCP)の策定に係るセミナーを平成二十一年度から開催した。

さらに、県が造成した工業団地等への進出を予定している企業の事業計画の審査や県制度融資の利用を希望する組合・企業に対する経営面の審査を行い、事業活動の円滑化に努めた。

三 創業支援

(一) ベンチャー支援センター

「中小企業支援法」により設置されることとなった「中小企業支援センター」については、創業や中小企業の経営革新に対する支援を行うため、民間の専門家の活用により、「ここに来ればどのような相談にも応じ、適切な支援を行う」という、ワンストップサービス機能を有する総合的支援拠点として、「県ベンチャー支援センター」を(財)群馬県中小企業振興公社内に設置するとともに、より身近な支援拠点として、「地域ベンチャー支援センター」を県内十一か所の商工会議所・商工会に順次設置し、平成十九年まで創業支援を行った。

各センターでは、企業経営や技術等に幅広い知識と経験

を有する相談員を公募により配置し、様々な経営相談に応じた。また、具体的・専門的な課題については、中小企業診断士、技術士、税理士など民間専門家を企業に派遣し、解決を図った。ベンチャー支援センターの平成十九年度までの実績は、県及び地域のセンター合わせて三万八百七十五件の相談を受け付け、千二百五十六件の創業事例が出た。

平成二十年年度からは、(公財)群馬県産業支援機構に地域ベンチャー支援センターのコーディネーター機能を集約化し、商工会議所等と連携を図りながら創業支援を行った。

二十二年度は、中小企業応援センター事業(国委託事業)を活用し、創業支援を推進した。二十三年度からは、中小企業支援ネットワーク強化事業を活用し、推進した。

(二) 創業に係る事業化支援

創業者やベンチャー企業などに、資金調達や販路開拓等のビジネスパートナーとの出合いの場を提供するイベント「ゆめ起業in群馬」を開催し、ビジネスプラン発表会、開発製品等の展示会、気運醸成のための基調講演会等を行った。

今後成長が見込まれる技術・商品等を持つベンチャー企業等に対し、専門家チームがビジネスプランの作成支援を行うほか、投資機関、金融機関等のビジネスパートナーとの出合いの場を提供し、円滑な事業を支援する「ぐんまビジネスプラザ」を平成十八年度から二十一年度の間実施した。二十

二年度からは、「ビジネスプラン事業化支援」と名称変更し継続して実施している。

また、特に活躍が期待される女性の円滑な創業を促進するため、女性起業家やビジネスに関心を持つ女性を構成員とするネットワーク「ウイメンズウイング21」を組織し、セミナーの開催等、会員の自主的な運営を支援した。平成二十一年三月の解散まで女性による視点の多さや、交友関係の広さなどの利点を生かしビジネスの上で活用する取組を行った。

(三) 資金面の支援

県内中小企業、ベンチャー企業に対して銀行融資等の間接金融を補完し、小さな会社にも直接金融の道を開いて資金供給の円滑化・調達手段の多様化に資するため、平成十五年十月に群馬県、県内金融機関、信金中央金庫、MUハンズオンキャピタル(株)の各者が総額七億円(うち県出資一億円)を出資し、投資期間十年間の期間を設けて「ぐんまチャレンジファンド」を設立した。

ファンドの投資総額五億円(出資総額のうち二億円はファンドの管理等諸経費)を、平成十六年三月から二十年二月の間、県内十四企業に対して、株式又は新株予約権付社債により投資を行った。

(四) SOHO施設

情報通信技術の飛躍的な発展やライフスタイルの変化に伴い、新規事業の創出や新しい働き方として期待されるSOHO(スモール・オフィス、ホーム・オフィス、「小規模・在宅事業」)による創業を促進するための環境整備として、執務環境やインターネット環境が整ったSOHO向けオフィス「SOHO藤岡」を藤岡市と連携して開設した。

また、「SOHO藤岡」の整備を契機に、SOHOの起業支援や機運醸成などを図るため、「SOHO起業セミナー」や「SOHO&コミュニティビジネスシンポジウム」を藤岡市で開催した。

第三項 物流・サービシ業の振興

一 サービシ業振興

県内産業は、平成二十二年度の国勢調査による産業別就業者数では、本県の第三次産業(サービシ)の構成比は六十二・六%であり、製造業の三十一・八%に比べ大幅に上回っており、前回の国勢調査に比べサービシ業の比率が大きくなつていふ。

さらに、少子高齢化及び女性の社会進出、余暇時間の増加・消費ニーズの多様性、情報化の進展、業務のアウトソーシングなどの社会環境が変化する中で、生活の豊かさの実現

に貢献するとともに、県内産業を支援し、新しい雇用を創出するサービシ業に対する注目が高まり、具体的な振興施策が求められるようになったことから、学識経験者やサービシ事業者からなるサービシ産業振興会議を設置し、サービシ業の具体的な振興施策について平成十五年度まで検討した。

サービシ産業の生産性の向上を実現するため、高付加価値化や効率化を目指す事業者等にコンサルタントを派遣し、改善を指導するとともに、その取組を広くPRし、業界全体のレベルアップを図る「サービシ産業生産性向上事業」を平成二十二年から実施した。二十二年度は、四万と草津のホテル・旅館業の二者を対象に、従業員のモチベーションアップや顧客満足度を向上させる取組などを行った。二十三年度は、下仁田と伊香保の飲食店二グループ十者を対象に、新商品開発や個別店舗の集客力向上等の取組を行った。

また、地域住民が主体となつて、地域の課題の解決に向け、公益重視で活動を展開し、地域社会の活性化及び雇用の増加が見込まれる「コミュニティビジネス」は一般的なビジネスとは異なり、利益追求を第一優先とはせず、地域資源を活用することによつて諸問題を解決しようとするビジネスで、地域の人材(主婦、早期退職者、高齢者など)、素材(農林水産物、特産品、伝統工芸品など)、遊休施設、資金(市

民出資等)など地域の資源をフルに活用して行うものである。コミュニティビジネスは営利企業とボランティアとの中間、すなわち社会性と経済性の中間に当たると分野に当たり、平成十五年度からコミュニティビジネス推進協議会の設置、コミュニティビジネスセミナーの開催、NPO等が実施するコミュニティビジネス支援モデル事業等を実施し、コミュニティビジネスを振興した。

二 物流機能強化推進

県内中小企業の物流効率化を促進し、競争力の強化を図るため、平成十五年一月に「物流効率化フォーラム」を開催し、基調講演及び中小企業による先進事例の報告を実施した。

中小企業流通業務効率化促進法に基づき、北関東トウエンティワン流通事業(協)が、流通業務の総合化及び効率化に資する効率的な計画を策定し、群馬県知事と関東経済産業局長の共同で効率化計画を平成十四年十月に認定した。

民間事業者などによる「物流施策推進協議会」により、群馬県における今後の物流拠点の整備など具体的な課題解決の取り組みを検討した。

平成二十三年度には、首都圏のバックアップ機能の構築な

ど、今後推進すべき施策検討の基礎データを収集するための「物流・流通事業者へのニーズ調査」を実施した。また、(株)太田国際貨物ターミナルの拡張整備に係る詳細設計費に対する支援を行った。さらには、高速交通網の充実などのポテンシャルを生かし、首都圏のバックアップ機能など本県物流の重要性を認識し、物流活性化の気運を高めることを目的に、「ぐんま物流シンポジウム」や、物流業務の効率化、経営改善による企業体質強化に向けた実践的な「物流効率化セミナー」を開催した。

三 産業の情報力強化推進

(一)ぐんまiプラン

群馬県内産業の情報力の強化を図るため、具体的施策の方向を定めた「ぐんまiプラン」(計画期間平成十三年度(十五年度)を十三年三月に策定し、産業の情報力強化、情報通信技術を活用した経営革新と新産業の応援、情報力となる人材の育成、情報サービス産業の発展、情報通信基盤の整備を五つの目標に据え、これを実現するための施策の基本方向として、「気運の醸成」「情報力強化の取り組みに対する支援」「人材の育成」「制度面の環境整備」の四つの柱による取り組みを定めた。

有識者十五名からなるぐんまi会議を設置し、ぐんま

i iプランで示された計画目標、施策の方向を実現するため、有識者や民間企業とのワークショップによりプロジェクト事業の具体化について平成十五年度及び十六年度で検討を行った。

また、計画に基づき、IT推進モデル企業表彰、ソフト開発支援、システムエンジニア養成セミナー補助、電子商取引支援、IT活用やる気塾などの事業を実施した。

(二)産業情報化振興

県内の情報サービス産業の活性化とイメージアップ及び中小企業の情報化促進を図り、中小企業経営者や一般県民等を対象とした「ぐんま情報化フォーラム」を平成九年度から開催している。また、県内のIT化を支える県内情報サービス産業に従事する情報処理技術者の資質向上を目的として、県内情報サービス産業及び県民を対象とした研修の経費についても、公募により主催団体を決定し、開催経費を支援している。

第四項 商業の振興

一 中心市街地・商店街の活性化

全国的に中心市街地の衰退が進んだことから、国において、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の

活性化の一体的推進に関する法律(中心市街地活性化法)」、「大規模小売店舗立地法(大店立地法)」、「改正都市計画法」のいわゆる「まちづくり三法」を十年に制定したが、その後も中心市街地の現状は、依然として厳しい傾向にあった。

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域であるが、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミニティとしての魅力低下などの要因により、中心市街地の衰退は進む一方であった。

そうした中、中心市街地の活性化を急務として「まちづくり三法」の見直しが行われ、平成十八年五月、「大店立地法」をのぞく「中心市街地活性化法」と「改正都市計画法」の二法が改正され、同年八月に「改正中心市街地活性化法」が施行された。

「改正中心市街地活性化法」では、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画を国(内閣総理大臣)が認定する制度が創設され、県内では高崎市が平成十九年に同法に基づく「中心市街地活性化協議会」を設立し、商都の顔として

の中心市街地を再生するため、市民や関係機関の意見を踏まえ、中心市街地活性化のための基本計画を作成し、二十一年に県内第一号の国の認定を受けた。

県では、中心市街地や商店街の活性化に向けて、商店街団体等が実施する空き店舗活用やにぎわい創出に向けた集客イベント等のソフト事業及び街路灯設置等のハード事業を市町村と協調して補助するとともに、平成二十一年度からは、中心市街地の商業活性化やまちづくりに向けた人材育成を図るために先進的な取組や成功事例を学ぶ講義や現地視察を行うための先進商業まちづくり講座を開催するほか、二十二年度からは、商店街活性化コンペ事業を実施し、商店街団体等の斬新な発想による活性化事業を募集し、公開コンペ形式で選考した事業を県が直接補助することとした。

また、中心市街地の衰退や近隣店舗の閉店は、買い物困難者が増加させ、「買い物弱者への対応」などの問題が顕在化したため、平成二十三年度から重点的に対応するべく、商店街等が行う買い物弱者支援などの地域連携に係るソフト事業に対して補助を開始した。

二 大型店対策

平成一二年六月一日の大店立地法施行後は、大型店設

置者からの届出のみとなったほか、新設・変更の八月間の実施制限、地元説明会の開催義務が設けられた。県は、地元市町村・住民等からの意見を踏まえて、届出から八月以内に意見を述べることとされ、意見が出た場合には新設・変更が二か月延期されるとともに意見への対応が不十分な場合には催告・公表ができることとされた。

大店立地法の施行により、大規模小売店舗やショッピングセンターの開発や開業が大規模小売店舗法(大店法)時代と比較すると容易となり、結果として全国的に大規模な駐車場を併設した郊外型ショッピングセンターの出店が進んでいった。

本県における大型店(店舗面積千㎡超)の届出件数について、大店立地法施行前後の状況を見る限り、届出件数の大幅な増加は見られなかったが、多くの集客力と商品販売額があり、中心商店街への影響も大きいと思われる店舗面積が三万㎡を超える超大型ショッピングセンターの出店は、大店法当時は一件であったが、大店立地法が施行されてからは四件と増加した。

平成十九年十一月の「改正都市計画法」の施行により、床面積一万㎡超の大規模集客施設の郊外立地が制限され、大型店の郊外立地に一定の歯止めがかけられたことから、県としては、大型店が地域と協調・協力して、よりよい地域

づくりに貢献してもらおうことを目的に、二十一年四月から大規模小売店舗の地域貢献ガイドラインを施行し、店舗面積が六千㎡を超える大規模な大型店を対象に、地域づくりの取組、雇用の確保、地域の安心・安全などの七項目に関して地域貢献活動計画書を作成し、県への提出をもとめることとした。

また、「改正中心市街地活性化法」では、地元市町村の要請に基づき、県が中心市街地活性化のために大型店の迅速な出店や増床等を促すことが必要と認められる区域を大店立地法に定める大型店の届出手続きを不要とし、又は、

大幅に緩和する区域として大店立地法特例区域を指定することが出来るようになり、平成二十一年七月に高崎市の市街地の一部が第一種大店立地法特例区域として定められた。

大店立地法が施行されて以降、同法第五条第一項の新設届出は、大店法下での駆け込み出店の反動、法の運用状況を見極めるための模様眺めなどから、平成十二年度が十件、十三年度が十一件にとどまった後、十五年度の二十二件をピークに、二十一から二十三年度の三年間は、八件、十二件、十件と、概ね十件程度で推移した。

第四章 工業振興課

第一節 組織等の変遷

第一項 工業振興課

一 工業振興課

平成十四年四月、グループ制の全庁導入に向けた試行として、前年度の四係（工業企画係、技術振興係、産地振興係、新産業育成係）の所管業務を整理再編して三グループ（工業振興グループ、技術振興グループ、地域産業振興グル

ープ)を設置し、前年度に設置した産業技術センター推進室を加えた三グループ、一課内室の体制となった。

平成十五年四月、産業技術センターの建設終了に伴い、産業技術センター推進室を廃止し、また、中小企業の技術開発における産学連携を強力に推進するため、技術振興グループを産学連携グループに再編した。

平成十六年四月、理事制の導入、産業経済局設置に際して、中小企業の技術開発から販路開拓までを一貫して支援するため、販路支援グループを新設し、四グループ体制となったが、十七年四月には、組織の合理化の一環として、地域産業グループの主な業務を技術支援グループに統合し三グループ体制となった。

平成十九年四月、産学連携による新産業の創出を通じて企業立地を促進するため、産学連携に係る業務を、企業立地を所管する産業政策課に移管したのち、二十年四月、グループ制から係制への改正が行われたのに際し、技術開発の支援、地域産業の振興、販路開拓の支援を業務の柱として三係体制となった。

その後、平成二十一年四月、県内において企業と大学等による共同研究の機運が定着しつつある中で、産学連携による技術開発をより一層促進する観点から、産業政策課が所管していた産学連携に係る業務を、企業の研究開発、技

術支援を所管する当課に移管し、産学連携係を新設した。その後、平成二十年九月のリーマンショックに端を発する世界規模の不況に際して、技術力を将来に向けて維持、発展させていくために技術人材の育成、確保が課題となる中で、ものづくり人材の育成を強化するため、二十二年四月に技術人材係を新設し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

工業振興課長		技術開発係 (五名)
次長	技術人材係 (六名)	工業振興施策企画・ 推進、新技術・新製 品開発補助、産業デ ザイン振興、1社1技 術、知的財産創出支 援
地域産業係 (五名)	次世代産業振興、も のづくり人材育成、 ものづくり改善インス トラクタースクール、 産学連携の総合調整	
	地場産業(繊維、木 工、食品)・伝統工芸	

	販路支援係 (六名)	品の振興、プラスチック工業の振興、農商工連携、地域資源活用
	販路開拓支援(展示商談会開催、商談型国際見本市への出展)、受発注取引振興	

職名	在職期間	氏名
商工労働部 参事兼 工業振興課長	自平成二四・四・一 至平成二五・三・三一	長谷川奉彦
工業振興課長	自平成二五・四・一 至平成二八・三・三一	石田 哲博
〃	自平成二八・四・一 至平成〇・三・三一	田村 一男
〃	自平成〇・四・一 至平成三・三・三一	中山 勝文
〃	自平成三・四・一 至平成三・三・三一	高橋 厚

〃	自平成三・四・一 至平成四・三・三一	戸塚 俊輔
産業技術センター 推進室長	自平成二・三・四・一 至平成一五・三・三一	田村 一男

第二項 地域機関

一 工業試験場

平成十四年四月、技術関係の部制を廃止し、東毛支所準備グループを設置し、九グループ(総務グループ、産業技術センターグループ、技術開発相談グループ、電気・電子技術グループ、機械技術グループ、化学技術グループ、食品技術グループ、生産システム技術グループ、東毛支所準備グループ)体制とした。

二 産業技術センター

平成十五年四月、群馬県工業試験場を廃止し、群馬県立産業技術センターを開設し、群馬産業技術センター及び東毛産業技術センターを設置した。群馬産業技術センターは八グループ(総務グループ、企画情報グループ、技術開発相談グループ、電子情報グループ、機械グループ、生産システムグループ、環境材料グループ、食品バイオグループ)、東

毛産業技術センターは一グループ(技術支援グループ)で発足した。産業技術センター発足にあたり、副所長の設置や研究員を増員して体制整備を図った。

平成十七年四月、生産システムグループを廃止し研究開発グループ及び計測グループを設置、十八年四月、企画情報グループ、技術開発相談グループ、電子情報グループ、計測グループを廃止し企画管理グループ、産学官共同研究グループ、情報グループ、電子・計測グループを設置、十九年四月、産学官共同研究グループ、情報グループ、環境材料グループ、食品バイオグループを廃止し技術開発支援グループ、材料・食品グループを設置した。

平成二十年四月、係制を導入し、群馬産業技術センターに七係(総務係、企画管理係、技術開発支援係、研究開発係、電子・計測係、機械係、材料・食品係)、東毛産業技術センターに一係(技術支援係)を設置した。

平成二十一年四月、技術開発支援係、研究開発係、電子・計測係、材料・食品係を廃止し、情報技術係、生産システム係、計測係、材料技術係、環境・省エネ係、バイオ・食品係、電磁計測係を設置、二十二年四月、係間の連携を担う研究調整官を新たに配置し、二十三年四月、電磁計測係を廃止し電磁・光計測係を設置した。

歴代の場長等は、次のとおりである

職名	在職期間	氏名
産業技術センター長	自平成二・四・一 至平成二・四・三・三二	中川 威雄
商工労働部参事兼 工業試験場長	自平成一・四・四・一 至平成一・五・三・三二	植松 豊
商工労働部参事兼 群馬産業技術センター所長	自平成一・五・四・一 至平成二・三・三二	植松 豊
群馬産業技術センター所長	自平成一・四・一 至平成二・三・三二	中山 勝文
産業経済部参事兼 群馬産業技術センター所長	自平成二・一・四・一 至平成三・三・三二	坂口 智之
群馬産業技術センター所長	自平成三・四・一 至平成四・三・三二	真下 寛治

三 繊維工業試験場

平成十三年四月、課を廃止しグループ制を導入し、三部一室(事務部、企画情報室、応用技術部、開発支援部)の下に五グループ制とした。十五年四月、部室制を廃止して四グループ制(総合支援、製品開発、加工、評価)とした。二十年四月、グループ制を廃止し、係制とした。二十一年四月、

三係（技術支援係、生産技術係、素材試験係）として、現在に至っている。

歴代の場長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
商工労働部参事兼 繊維工業試験場長	自平成二・三・四・一 至平成一五・三・三・一	町田 旭
繊維工業試験場長	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三・一	金田 義光
繊維工業試験場長	自平成一八・四・一 至平成二一・三・三・一	玉村日出隆
〃	自平成二一・四・一 至平成二一・三・三・一	布施 久康
〃	自平成二一・四・一 至平成二一・三・三・一	眞下 寛治
〃	自平成二一・四・一 至平成二一・三・三・一	青木 隆行

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 中小企業の技術力向上支援

一 中小企業技術振興対策

製造業のグローバル化やそれに伴う国内製造業の空洞化が進み、生き残りをかけたコストダウン競争がますます厳しさを増すなど、中小企業経営にとって非常に厳しい環境が続いている。

このような流れの中、中小企業の技術力向上支援の中核施策として、企画から販路開拓までの各段階に応じた補助を行う「R&Dサポート事業」を平成九年度から開始し、支援を展開してきた。二十一年度からは、それまでの段階別の補助から研究開発規模や企業規模に応じた補助を行う「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」に刷新し、一般型、市町村・県パートナーシップ支援型、産学連携支援型を設けた。二十二年度に産学連携支援型から産業支援機関・県パートナーシップ支援型に移行するとともに、二十三年度からは次世代産業推進型を設置し、企業の新技術・新製品の開発を幅広く支援した。

二 1社1技術

本県では、長い年月を通じて蓄積され、継承されてきた高度な技術の集積を生かして、二十一世紀において本県が

より一層発展するために、「ものづくり立県」という目標を掲げており、その達成を目指して平成十二年度から「I社I技術」の運動を開始した。この運動を広く普及することを目的として、小さくても技術力のある企業の誇れる技術を「I社I技術」として選定するとともに、ホームページや冊子、製品展示によるPR、選定企業に対する財政的支援、販路開拓支援等を二十二年度まで実施した。

また、「I社I技術」選定企業の中から、特に優れた技術力を有する企業に対し、「中川威雄技術賞」(平成十八年度まで)、「群馬技術大賞・奨励賞」(十九年度から二十二年度まで)を授与した。

各年度の「I社I技術」選定企業数及び「中川威雄技術賞」受賞企業数は、次のとおりである。()内は「中川威雄技術賞」、「群馬技術大賞・奨励賞」受賞企業数。

平成十四年度	二百七十社(八社)
平成十五年度	二百十六社(七社)
平成十六年度	百三十八社(五社)
平成十七年度	七十六社(四社)
平成十八年度	五十九社(四社)
平成十九年度	五十三社(三社)
平成二十年度	三十九社(〇社)

平成二十一年度	六十五社(〇社)
平成二十二年	六十社(六社)

三 産業技術センターの建設

平成十二年度にプロポーザルによる設計者の選定、基本設計を実施した群馬産業技術センターは、十三年度から建設工事を行い、十五年三月に竣工した。敷地面積は四万六千八百八十三平方 m 、建物は鉄骨造・鉄筋コンクリート造二階建て延床面積一万三千九百九十四平方 m 、十五年九月八日に開所した。

東毛産業技術センターは、平成十四年度から建設工事を行い、十五年九月竣工した。敷地面積は八千九百二平方 m 、建物は鉄骨造・鉄筋コンクリート造り二階建て延床面積三千六百六十四平方 m 、十五年十二月に開所した。二十二年一月一日に株式会社ぐんま産業高度化センター(二十一年十月三十日解散)の建物(延床面積四千四百四十一平方 m)を取得し、東毛産業技術センターの一部として活用を開始した。

四 産業高度化推進

平成七年八月に国から承認を受けた「特定中小企業集積活性化計画」及び十年十二月に国から承認を受けた「群

馬地域基盤的技術産業集積活性化計画」に基づき、産業技術センター及び繊維工業試験場の施設整備、機器整備等を実施し、対象地域における集積促進のための支援機能の強化を図った。また、技術的問題についての相談、技術指導を行うものづくりコンサルティング事業や新分野進出や起業を支援する起業促進インキュベーター事業などに二十年度まで取り組んだ。更に、二十一年度に株式会社ぐんま産業高度化センターの建物及び試験機器を購入し、東毛産業技術センターの一部として活用を開始した。

五 産業デザイン振興

平成五年度から開始した「グッドデザインぐんま商品選定制度」では、デザインに優れた県内工業製品等を「グッドデザインぐんま商品」として選定し、グッドデザインぐんま商品展やホームページ等でPRした。十九年度からはクラフト部門を創設し、十四年度から二十三年度までに五百二十五企業、八百二十一点を選定した。

また、平成八年度からは県内デザイナーを県内企業に派遣し、企業のデザイン開発に対して助言・指導を実施する「産業デザインドクター派遣制度」(二十年度から「デザイナー派遣制度」)を実施したほか、十八年度から、企業に対して商品開発や販売戦略におけるデザインの重要性を深く理

解してもらうことを目的とした「デザインセミナー」を開始した。

更に、デザイン振興事業の充実を図ることを目的に、県、(財)群馬県産業支援機構及びNPO法人ものづくり研究会からなる「群馬県産業デザイン振興協議会」を平成二十一年十二月に設立するとともに、企業と県内学生とのコラボレーションによる商品のデザイン制作を行う「デザインマッチング」を二十三年度から開始した。

六 知的財産創出支援

産業の国際競争が激化する中、本県中小企業が国際競争を勝ち抜いていくためには、知的財産の積極的な活用が必要との認識から、平成十六年七月に産学の有識者等からなる「知的財産戦略会議」を設置し、本県中小企業の知的財産の創出・保護・活用方策について検討し、その意見を踏まえて十七年三月に「ぐんま知的財産戦略」を策定した。本戦略に基づき、シンポジウムやセミナーの開催、特許の技術移転、知的財産の事業化等に取り組んだ。

七 工業技術振興基金

県内企業の技術力、研究開発力の向上を支援し、その生

産技術力を強化し本県経済を振興することを目的として、平成四年三月に県内の企業や自治体からの寄付を基に設立した「(財)群馬県工業技術振興基金」を活用して、企業の研究開発や産学官連携事業などに対し、助成を行った。

第二項 新事業・新産業の創出・育成

一 プラットフォーム

平成十一年度に策定した「群馬県新事業創出促進基本構想」において、(財)群馬県中小企業振興公社を中核的支援機関とするプラットフォーム(新事業創出支援体制)を構築し、創業準備段階から事業化段階に至るまでの各ステップにおいて、企業や創業者を総合的に支援する体制を整えた。プラットフォームでは、総合相談窓口の設置や専門家派遣、FS(ファイジビリティ調査)等、様々な事業を実施した。

また、平成十二年度に策定した「群馬県高度技術産業集積活性化計画」に基づき選定した、七市十五町二村が有する新事業創出の苗床としての機能の維持、強化を図った。

二 次世代産業振興

日本経済の行き詰まりが深刻化する中、県内中小企業

が今後も高い競争力を維持し、成長を続けていくためには、既存産業の振興に加え、今後の需要拡大が見込まれる新たな成長分野への進出が必要であることから、平成二十三年度に県内の産学官関係者が一堂に会し、今後成長が期待される産業分野の総合的な振興を図ることを目的として、「群馬県次世代産業振興戦略会議」を設立した。同会議のもと、次世代自動車、ロボット、健康科学、環境・新エネルギー、観光の五分野を重点産業分野とし、それぞれ部会を設け、各種事業(企業の研究開発の端緒となる講演会、技術セミナー、交流会等)を実施した。

また、ぐんま新技術・新製品開発推進補助金や群馬産業技術センターの共同研究に「次世代産業推進枠」を新たに設け、中小企業の新分野への展開を支援する事業を実施した。

第三項 産学官連携

一 産学官連携推進

企業の技術開発ニーズと、大学や試験研究機関などに蓄積されている基礎技術や研究成果、知的財産などを結びつけ、共同研究や円滑な技術移転を推進する「ネットワーカー」「コーディネーター」の充実を図るとともに、産学官連携機運をより一層醸成するため、産学官フェア

等を開催した。

また、国競争的資金獲得に向けて、産と学及び国事業への橋渡しによる技術の実用化・製品化の促進に努めた。

さらに、中小企業が産業競争力を維持発展させていくには、技術力の強化、新製品・新商品の開発力の強化が必要であるため、中小企業が大学等と組んで行う実用化研究を支援する目的で、平成十五年度に「産学官連携推進補助」事業を創設し、共同研究の裾野の拡大に努めた。

また、平成十五年度に開所した産業技術センターや東毛産業技術センター、繊維工業試験場を中核に、産学官共同研究や受託研究等の研究開発支援を実施した。

二 群馬アナログ技術立県推進

アナログ関連の研究開発と人材育成により、アナログ技術(人材)集積を創出する目的で、平成十五年度に「群馬県アナログ関連企業連絡協議会」が設置され、その後、国資金を活用した研究開発・人材育成事業が活発化した。十九年度には、関係市町村とともに企業立地促進法に基づく基本計画(アナログ関連産業)を策定し、国の同意を受けた。

また、平成十七年度から「群馬アナログ技術立県推進フォーラム」を開催し、「アナログ技術」とその人材育成

の重要性について周知したほか、二十三年度から、協議会主催による「アナログ検定」が実施された。

第四項 地場産業の振興

一 地場産業総合振興対策

本県には、繊維・木工を中心とした地域の特色を生かした地場産業が多数存在し、地域経済において大きな役割を果たしており、平成十年度に策定した「群馬県地場産業活性化ビジョン」に基づき、支援等を行った。産地等が実施する新商品開発や需要開拓、人材養成等の事業に対する助成や販売戦略等に係る専門家派遣等を行い、地場産業の企画・開発力、ブランド力の向上を図ったほか、十五年度には海外見本市等への出展を支援し、地場産品の海外販路の開拓を図った。

しかし、経済の低迷や海外製品との競争の激化、後継者不足など、地場産業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いたことから、平成二十年度に、学識経験者や地場産業の各業種の代表者などで構成する策定委員会を設置し、地場産業の現状及び課題を分析し、新たな地場産業振興の指針として「群馬県地場産業活性化構想」を策定した。

販路開拓については、平成二十年度から、繊維産業最大

の総合見本市である「ジヤパン・クリエーション」に群馬県ブースを出展し、繊維産業の販路開拓に対する支援を開始したほか、二十一年度から様々な地場産品を一堂に集めた展示商談会「ぐんま地場産業フェスタ」の開催やぐんまの地酒を紹介する首都圏での試飲会等に対する支援など、県内地場産品の販路拡大に向けた取組を開始した。

また、平成二十一年度には、従来の地場産業関係の県単補助金を整理し、新製品・既存製品の販路拡大や地域ブランド確立、海外販路開拓、人材育成などに対して支援する補助金に改め、地場産業の活性化を図った。

さらに、平成十九年に「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）」、二十年に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農工商等連携促進法）」が施行されたことを受け、地域の特徴的な地域産業資源を活用した中小企業者による商品開発や需要の開拓等の取組や、農林漁業者と商工業者が連携した新商品・新サービスの開発などの取組に対し助言等支援を行い、二十二年度までに農林水産物、鉱工業品、観光資源などの地域産業資源百三十六件を認定した。

平成二十三年度には、「群馬県農工商等連携・地域産業資源活用推進協議会」を設置し、他部局との連携が不可欠

な農工商等連携や地域産業資源活用事業などについて、庁内及び関係機関が協力して取り組む体制を整えた。

二 伝統的工芸品産業振興対策

本県では、伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品として国から指定された「伊勢崎緋（昭和五十年指定）」、「桐生織（五十二年指定）」の振興について指導を行うとともに、「桐生織」産地が第五次・第六次の振興計画に基づき行う振興事業に助成した。

産地が小規模であることから国の指定に該当しない伝統工芸品の振興を図るため、平成二十三年度までに四十八品目を「県ふるさと伝統工芸品」に指定し、工芸品展の開催、工芸品を紹介する冊子の作成などの事業を実施し、その振興を図った。また、製造従事者の社会的地位の向上及び後継者育成のため、「県ふるさと伝統工芸士」として二十三年度までに六十八人を認定した。さらに、伝統工芸品の製造技術の継承と後継者育成を図るため、製造現場一日見学会及び製造現場体験講座を実施したほか、群馬県ふるさと伝統工芸品技術・技法保存事業として、十五年度から十九年度までに三十九の工芸品の製造工程を映像により記録保存した。

三 鉱山対策

鉱業権者が不在のため、長年放置され鉱害の発生する危険性のある休廃止鉱山について、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、住民の生活環境保持のため、昭和四十八年度から平成九年度にかけて鉱害防止工事を実施した。工事終了後は、毎年度、水質調査と緑化等の現地確認を行っている。

第五項 中小企業の販路開拓支援

一 展示商談会開催及び出展支援

平成十六年度から、工業振興課に販路支援を専門に扱う係を設け、中小企業の販路開拓・拡大を強力に支援している。

平成十六年度から二十年度まで、群馬県展示会出展支援事業補助により、県内中小企業の展示会への出展を支援した。

平成二十年度から、トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)、(株)日立製作所等の大手メーカー向け展示商談会を開催し、県内企業の技術力PR、受注拡大や新規取引開拓に努めた。また、機械要素技術展、EVEX電気自動車開発技術展等の大型専門技術展に県ブースを設け、県内企業の

出展を支援した。

平成二十二年度から、県内中小企業の販路拡大、技術交流の場として、ものづくり技術展示商談会を県内で開催し、県内企業の受注拡大、新規取引開拓を支援した。

二 国内販路開拓支援

平成十六年度から、県産製品販売促進支援事業を実施し、中小企業の新技術や新製品を県が購入し、モニター利用することで、品質向上及び販路開拓・拡大を支援した。

平成十八年度に、販路開拓チャレンジ事業を実施し、販路拡大を目指す中小企業に専門家を派遣しコンサルティングを実施することにより、販路開拓を支援した。

三 海外販路開拓支援

平成二十二年度から、県内中小企業の海外市場への販路開拓を支援するため、海外販路開拓支援セミナーを開催した。また、同年度に上海国際自動車産業総合展に県内企業と共同出展し、世界最大の自動車市場となった中国国内での販路開拓を支援した。

平成二十三年度には、セミナー開催と併せて、海外ビジネス個別相談会、海外販路開拓支援ネットワーク構築及びメキシコ市場調査を実施し、県内中小企業の海外販路開拓

を支援した。

四 受発注振興

(財)群馬県産業支援機構の充実・育成に努めるとともに、下請中小企業の振興と経営の安定を図った。

下請取引の適正化では、下請取引から発生するトラブルの解決を図るため、下請かけこみ寺を設置し、専門員駐在による苦情紛争相談や裁判外紛争解決を行うとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドライン説明会等を開催し、適正な下請取引の普及に努めた。また、県内発注企業情報連絡会議を開催し、下請取引の実態を把握するとともに下請事業者への配慮等について要請した。

下請企業が安定した仕事量を確保できるようにするとともに販路拡大を支援するため、県内外企業への発注開拓をはじめとして下請取引のあっせんに努めるとともに、関東５県ビジネスマッチング商談会及び県内進出企業及び大手企業を対象とした個別商談会を開催し、ビジネスマッチングの機会を提供した。

平成二十三年度から、新たに、首都圏発注開拓員を配置し、首都圏における発注開拓を強化した。

第六項 試験研究

一 工業試験場

平成十四年度には、汎用的な基礎研究から個々の企業ニーズに沿った実用化につながる開発研究に重点を置き、グループを横断した「IT技術支援プロジェクト研究」、「ISO一七〇二五取得推進プロジェクト」などのプロジェクト研究に取り組んだ。

二 産業技術センター

平成十五年度には、本県における中小企業の技術支援の中核機関として、「開かれたセンター」「産学官連携の拠点」などのコンセプトを掲げ、真に中小企業を支援することを目的に産業技術センターを開所した。

平成十六年度には、第一期中長期計画を策定し、「県内企業に信頼される試験研究機関へ」をビジョンとして、依頼試験収入、受託研究収入、技術相談件数を指標化し、「利用率全国一」を目標とした。

平成十七年度には、十三年度から開始した開発研究調整費制度を廃止し、研究テーマを公募して、県と企業が半分ずつ経費負担をする「公募型共同研究」を開始した。また、産学官連携の一層の強化・充実を進め、地域企業への技

術開発支援の強化及び研究開発水準の向上を図るため、「前橋工科大学」と連携協定を締結した。

平成十八年度には、現行計画の途中で、実績が目標を大幅に上回ることができたため、「第二期中長期計画」を一年前倒しして策定した。長期目標として、新規に研究開発の全国順位の目標を設定した。また、環境、廃棄物対策などの政策的に行うべき研究について、県内企業と産業技術センターが共同で研究開発を行う「政策課題型共同研究」を開始した。さらに、企業の研究開発を支援するため、企業から依頼を受けてセンター職員を企業の現場に派遣し、実地での技術指導を行う「研究職員派遣」を開始した。

平成十九年度には、上信越地域（群馬県、長野県、新潟県）の公設試験研究機関のより一層の連携強化を図り、個々の技術力及び支援力を向上するため、「上信越公設研ネット」を三県合同で設立した。また、ナノテクノロジー・バイオ科学分野を強化するため、「東洋大学」と研究・技術開発の連携協定を締結した。

平成二十年度には、群馬県におけるものづくり産業の基盤の強化、業界の経済的発展及び県民生活の安定に資することを目的として「群馬県ものづくり研究会」を設立した。その後、同年九月に産学官共同研究などの活動支援体制を強化するためNPO法人に移行した。

平成二十一年度には、社会経済情勢等から長期見通しが立てにくい状況等を踏まえ、中期計画と長期計画を整理・統合し、「成果の見える、期待に応える」などをビジョンとして、センター中期計画のみで「第三期中期計画」を策定した。また、依頼試験業務の改善や依頼試験分析結果の品質向上に関する研究を行う「試験・分析高度化研究」を開始した。さらに、一年以内に研究成果をあげ、企業への早期技術移転を図る「特定課題研究」を開始した。

平成二十二年度には、保有する試験機について担当職員全員が統一した操作ができるように、試験機の標準的な操作手順や注意点を記述した「標準操作書」の作成を開始した。

平成二十三年度には、公募型共同研究に一般研究に加え、次世代産業推進研究を新設した。また、県内の地域資源を活用し、安全で健康志向の食品を開発する「地場食品開発研究」を行った。

三 繊維工業試験場

研究開発、技術指導、依頼試験、人材育成、情報提供等を通じ業界に対し技術的な支援を行い、繊維産業の技術の高度化、振興発展を図ることを目的に、各種事業を実施した。

研究開発としては、織物の試作研究、繊維素材の高機能加工に関する試験研究など多岐にわたるが、その主なものは、以下の通りである。

平成十四年度には、産地企業と連携して取り組んだ研究成果として「着色粒子およびその製造方法」など、特許出願を五件行つた。十五年度には、同じく研究成果として「金銀糸」など、特許出願を八件行い、十六年度には、「ポリ乳酸繊維構造物」など、特許出願を三件行つた。

平成十七年度には、「天然由来抗菌性試験の探索及び繊維加工への応用研究」に取り組み、各種公共事業等に活用されるなど実用化を実現した。

平成十八年度には、「トランスジエックカイコを利用した高機能性繊維の開発」に取り組み、新規分野への研究を開始した。

平成十九年度には、「繊維市場ニーズに適應する多品種少量型整経・生産技術の開発」などに取り組んだ。

平成二十年度には、「トランスジエックカイコ絹糸の実用化・産業化のための研究開発」に取り組んだ。

平成二十一年度から二十二年度には、「再生機能を有する可溶性羊毛ケラチン蛋白質の工業的製造と用途開発」など産地企業・大学と連携して取り組み、実用化研究を行つた。

平成二十三年度から二十四年度には、農林水産省による「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を国研究機関等と共同で行い、新たに開発された高機能シルクの加工方法等について研究を行った。

人材育成に関しては、毎年、時代のニーズに即した技術者研修、技術講習会を行い、繊維産業を支える次代の経営者、技術者を養成した。

第五章 労働政策課

第一節 組織等の変遷

第一項 労働政策課

平成十四年四月現在の組織は、労働政策課長、雇用支援室長以下三グループ（政策企画グループ、労働者支援グループ、雇用促進グループ）体制であったが、十六年四月に若者就職促進グループを新設した。

平成十八年四月、政策企画グループと労働者支援グループを再編し、企画支援グループとした。

平成十九年四月、雇用支援室長を廃止し、若者就職支援主監を設置した。

平成二十年四月、グループ制を見直し、係制が導入され、四係（労働政策係、労働者支援係、雇用促進係、若者就職支援係）体制となった。

平成二十一年四月、雇用環境の急速な悪化に伴う雇用不安の増加に対応するため、「ぐんま県民労働相談センター」を労働政策課に新設するとともに、「県民労働相談センター」を県内三箇所（中部、西部、東部）に新設した。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

労働政策課長 若者就職支援 主監		労働政策課長 若者就職支援 主監	
労働政策係 (三名)	労働政策係 (三名)	労働政策係 (三名)	労働政策係 (三名)
労働者支援係 (三名)	労働者支援係 (三名)	労働者支援係 (三名)	労働者支援係 (三名)
雇用促進係 (六名)	雇用促進係 (六名)	雇用促進係 (六名)	雇用促進係 (六名)
若者就職支援係 (五名)	若者就職支援係 (五名)	若者就職支援係 (五名)	若者就職支援係 (五名)
制度融資、労働関係団体との調整	制度融資、労働関係団体との調整	制度融資、労働関係団体との調整	制度融資、労働関係団体との調整
労働相談、女性労働対策	労働相談、女性労働対策	労働相談、女性労働対策	労働相談、女性労働対策
緊急雇用創出基金、中高年齢者・障害者等雇用支援	緊急雇用創出基金、中高年齢者・障害者等雇用支援	緊急雇用創出基金、中高年齢者・障害者等雇用支援	緊急雇用創出基金、中高年齢者・障害者等雇用支援
若者就職支援センター、地域若者サポートステーション	若者就職支援センター、地域若者サポートステーション	若者就職支援センター、地域若者サポートステーション	若者就職支援センター、地域若者サポートステーション

職名	在職期間	氏名
労働政策課長	自平成二三年四月一日 至平成二五年三月三十一日	中山 博美
〃	自平成二五年四月一日 至平成二八年三月三十一日	青木 正
〃	自平成二八年四月一日 至平成二九年三月三十一日	倉澤 勉
〃	自平成二九年四月一日 至平成三〇年三月三十一日	土屋 修
〃	自平成三〇年四月一日 至平成三二年三月三十一日	根岸富士夫
〃	自平成三二年四月一日 至平成三四年三月三十一日	横川 弘
雇用支援室長	自平成三四年四月一日 至平成三六年三月三十一日	三澤 益巳
〃	自平成三六年四月一日 至平成三九年三月三十一日	土屋 修
若者就職支援 主 監	自平成三九年四月一日 至平成四〇年三月三十一日	坂口 智之
〃	自平成四〇年四月一日 至平成四二年三月三十一日	金田 昇

〃	自平成二三年四月一日 至平成二四年三月三十一日	木村 芳雄
---	----------------------------	-------

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 時代の変化に対応した労働政策

一 関係機関等と連携した労働対策の推進

(一) 群馬県雇用支援本部の運営

雇用に関する総合的な支援策を全庁で連携して機動的かつ効果的に実施するため、平成十三年九月二十七日に知事を本部長とする群馬県雇用支援本部を設置した。

平成十三年十月十二日に第一回会議を開催してから、十六年十月までに延べ八回の会議を開催し、主に雇用情勢の報告や緊急地域雇用創出特別基金を活用した取組などが議論された。

(二) 群馬県雇用対策本部の設置

平成二十年秋以降の急激な雇用情勢の悪化を受けて、二十一年三月十七日、国や市町村、関係団体と連携しながら、総合的な雇用対策を講じることが目的に、群馬県雇用

対策本部を設置した。

平成二十三年二月までに六回開催され、本県の雇用情勢や国及び県の雇用対策、予算についての情報共有や意見交換が行われた。

(三) 群馬県雇用戦略本部の設置

平成二十三年に、より実効性のある雇用対策を関係団体と一体となつて推進していく「施策推進型」の会議へと転換していくために、具体的な雇用対策を検討する「研究会」を下部組織に持つ群馬県雇用戦略本部として発展的に改組した。

平成二十三年九月十六日に第一回会議を開催し、経済団体と連携した未就職卒業生支援事業等について意見交換が行われた。

二 ぐんま新時代労働基本計画

(一) 第二次計画の策定

平成十二年度策定した「ぐんま新時代労働基本計画」を改訂し、十八年度から二十二年度までを計画期間とする第二次計画を策定した。

第二次計画では、前計画の目標である「働く人が自分らしく輝く群馬〜自立と協働の社会づくり」を継承しつつ、少子化や労働力の減少等を踏まえ、新たなサブテーマとし

て「誰もが経済的にも精神的にも安心して働ける環境づくり」を掲げ、若者、中高年齢者や女性の就業支援など六つの重点プロジェクトを設け取り組むこととした。

(二) 第三次計画の策定

人口減少や少子高齢化の進行による労働力人口の減少、景気の低迷や製造業の海外移転、非正規労働者の増加など社会経済情勢の変化に対応し、中長期的な視点から総合的かつ計画的に労働・雇用施策を推進するため、平成二十三年度から二十七年までを計画期間とする「ぐんま労働サポートプラン(ぐんま新時代労働基本計画第三次計画)」を策定した。

第三次計画では、「誰もが安心して働ける労働・雇用環境づくり」〜働く人が未来へ羽ばたくぐんま〜」を基本理念とし、若者に対するきめ細かな就職支援の充実と再チャレンジの支援の推進や、障害者に対する就業支援の充実と企業への働きかけの強化など八つの重点施策と主な取組を設け取り組むこととした。

第二項 労働経済調査

一 賃金事情調査

(一) 平均賃金の推移

県内民間事業所の産業別・規模別・男女別・職種別・役職別平均賃金について、調査を実施した。

平成十四年から十九年までの所定内賃金の推移を見ると、十四年に対前回伸び率が〇・九%であったものの、十五年はマイナス一・二%、十九年はマイナス二・三%と厳しい経済状況を反映した結果となった。

平均賃金の推移

年 度	平均年齢	所定内賃金(円)	所定外賃金(円)
一四年度	三九・七	二九九、七六〇	三五、一八七
一五年度	三九・五	二九六、二八六	三二、五九七
一九年度	四〇・二	二八九、三七〇	三八、九五〇

(二) 初任給の推移

産業別・規模別・学歴別・職種別・男女別初任給について、調査を実施した。確定初任給の推移については、平成十四年においては、中学卒・高校卒・短大卒・大学卒の多くの職種で対前回伸び率がプラスとなっていたが、十五年では、概ねマイナスとなった。十九年では、中学卒・高校卒は全体的にプラスとなり、短大・高専卒以上は概ねマイナスとなった。大学卒男子事務職を見ると、十四年は二・二%、十五年は〇・一%、十九年はマイナス一・四%であった。

確定初任給の推移(大学卒男子)

単位(円)

年 度	事務系	技術系	生産系
一四年度	一九三、六一〇	一九六、四五四	一九九、三九九
一五年度	一九三、七六六	二〇〇、二一〇	一九二、六五三
一九年度	一九一、〇七〇	一九一、一一〇	一九四、三〇〇

二 労働組合基礎調査

本県における労働組合組織の実態を把握するため、労働組合数、組合員数、加盟組織系統等の調査を実施した。

労働組合数及び組合員数の状況をみると、次のとおり減少傾向で推移している。

労働組合数及び組合員数

年 度	労働組合数	労働組合員数
十四年度	一、〇七二組合	一七二、九七三人
十九年度	九一〇組合	一五四、八三八人
二十三年度	七九七組合	一四五、九三五人

三 賃上げ・一時金調査

春季賃上げについては、平成十五年に妥結額が二千円台となったが、そこから増加傾向となり、十九年には四千円台となった。その後、リーマンショックや東日本大震災の影響に

より、二十三年には三千円台となった。夏季一時金及び年末一時金の支給月数についても、十五年から増加傾向となり、年末一時金については、十八年から二十年まで二か月以上となっていたが、その後、二か月未満となっている。

春季賃上げの状況

年 度	要求額(円)	妥結額(円)	賃上げ率(%)
一四年度	五、四四四	三、二三七	一・三三%
一九年度	六、一四四	四、二五〇	一・六三%
二三年度	五、二二二	三、二〇八	一・二二%

夏季一時金の状況

年 度	妥結額(円)	月数	対前年伸び率(%)
一四年度	四五六、五〇四	一・七四	▲一〇・三
一九年度	五一五、七二二	一・九四	▲一・二
二三年度	四七七、四六六	一・七九	五・一

年末一時金の状況

年 度	妥結額(円)	月数	対前年伸び率(%)
一四年度	四九八、三二四	一・八七	▲六・二
一九年度	五四七、七〇四	二・〇四	一・三
二三年度	四九八、六八八	一・八九	▲一・九

四 労働争議統計調査

労働争議は、平成十四年の件数で七件、参加人員で八百八十五人となっており、十七年には件数で七件、参加人員で千九十六人となっている。その後、件数は、五件未満で推移し、二十二年には、件数一件、参加人員一人となった。

総数

年	総件数	総参加人員(人)
一四 年	七	八百五
一九 年	四	九六
二三年 年	三	三

内訳

年	争議行為を伴うもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員(人)	件数	参加人員(人)
一四 年	二	八五	五	二九五
一九 年	一	三〇	三	六六
二三年 年	〇	〇	三	三

五 女性労働関係調査

県内の働く女性の就労状況、雇用管理状況等の実態及び従業員の意識を把握し、県行政推進の基礎資料とするた

め、次の調査を実施した。

女性労働関係調査

年度	調査名
一五年度	女性労働調査
一八年度	女性労働調査

第三項 雇用支援施策

一 女性に対する支援

(一) 講座・セミナー等の開催

女性労働者の地位向上や職場環境の整備のため、講座・セミナー等を開催した。

講座・セミナー等の主なテーマ

・パートタイム労働セミナー(平成十四・十六・十八・二十年
度)

・仕事と家庭の両立を考えるシンポジウム(十五年度)

・仕事と家庭の両立セミナー(十七・十九年度)

・女性労働支援セミナー(二一・二二・二三年度)

(二) キャリアリーダー制度の運営

平成元年度に創設されたキャリアリーダー制度により、改正男女雇用機会均等法等の趣旨の普及と女性労働者の

地位及び労働条件の向上を図った(十四年度廃止)。翌十五年度には、職場における男女間、労使間の相互理解を深めるため座談会(職場の平等を考える「女の言い分!男の言い分!」を開催し、その内容を県ホームページに掲載した。

(三) ファミリー・サポート・センターの設置促進

平成七年度、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備し、労働者の福祉の増進を図るため、地域において育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの市町村に対する設立促進を開始し、設置市町村への助成(九年度から)などを行ってきたが、十四年度、ファミリー・サポート・センターに関する業務を青少年・こども課に移管した。

(四) 働く女性の会議

平成十八・十九年度には、「働く女性の会議」を開催し、女性就労支援施策を検討した。十八年度には冊子(いきいき職場で元気な会社く仕事と家庭の両立支援の取組事例集)を作成し、県内企業に配布した。

(五) 仕事と育児の両立の支援

平成二十年度、育児休業制度の充実・利用促進を図り、働きやすい職場環境づくりを進める中小企業を認定する「育児いきいき参加企業認定事業」を創設した。取組を支援するため、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣(二一・二

一・二二年度)し、優良な取組を行っている企業を表彰(二
三年度)するなどさまざまな取組を行った。

二 若者に対する支援

(一) 若者就職支援

若者の高い失業率の改善やフリーター等非正規雇用者の
正社員化を図るため、高崎、桐生、沼田の3箇所にて「若者就
職支援センター(ジヨブカフェぐんま)」を設置し、若者に対し
て個々のニーズに応じたきめ細やかなカウンセリングや職業
紹介、就業後の定着までのワンストップで一貫した就職支援
を実施した。

(二) Uターン就職支援

首都圏に進学した大学生等の群馬へのUターン就職を促
進するため、ぐんま総合情報センターにおいて就職相談業
務やセミナーを実施した。

(三) 大学生等県内就職促進

新規学卒者を取り巻く厳しい雇用情勢を踏まえ、若年求
職者への支援を実施するために群馬労働局等と連携し、大
学生や高校生等を対象とする就職面接会を県内において
実施した。

就職面接会実施状況

区分	年度	就 業 状 況			
		参加企業数	参加者数		
高校生	一四年度	(三回開催)	一〇二	七二三	
	一五年度	(三回開催)	一〇〇	五三八	
	一六年度	(三回開催)	一一六	三七五	
	一七年度	(三回開催)	一一八	三二三	
	一八年度	(三回開催)	一〇九	二八九	
	一九年度	(三回開催)	一三六	二〇〇	
	二〇年度	(三回開催)	一三〇	二二二	
	二一年度	(三回開催)	六九	四七八	
	二二年度	(五回開催)	一一三	四八八	
	二三年度	(五回開催)	一二六	四二五	
	大学生	一四年度	(四回開催)	三二二	二、四〇五
		一五年度	(四回開催)	三二〇	二、一三六
一六年度		(四回開催)	二九八	二、二九一	
一七年度		(四回開催)	三一六	一、三二六	
一八年度		(三回開催)	三〇七	一、二九八	
一九年度		(二回開催)	一五六	四九〇	
二〇年度		(二回開催)	一五七	五四〇	
二一年度		(四回開催)	二三九	九一七	
二二年度		(四回開催)	二六五	一、〇二七	
二三年度		(四回開催)	二六〇	九二八	

(四) 若年無業者(ニート)自立支援

十五歳から二十九歳までの若年無業者の職業的自立を図るため、平成十九年六月に前橋市内に設置された「ぐんま若者サポートステーション」、二十二年五月に太田市内に設置された「東毛若者サポートステーション」において、対象者となる若者や家族に対する相談対応のほか、セミナーや就労体験を通じて就労に向けた支援を実施した。

三 障害者に対する支援

障害者の雇用促進のための事業を行う(社)群馬県障害者雇用促進協会に対し平成二十二年度まで補助を行うとともに、障害者雇用の促進に功績のあった優良事業所等の表彰等障害者雇用に関する理解と認識を深めるための各種事業を行った。

また、障害者の職業的自立を図るため、社会福祉法人に委託して障害者雇用(就業)サポーターを配置し、障害者の就業の場の開拓・確保、障害者に対する相談・助言を行い、平成二十年度からは、障害者就業支援センターを社会福祉法人への業務委託により県内2個所に設置し、障害者の職業的自立を支援した。

さらに、平成二十三年度までに障害者の就職や生活に関することの相談・支援を行う障害者就業・生活支援センター

を県内八箇所指定した。

障害者雇用状況(民間)

調査年月日	対象企業数	常用労働者数	雇用率未達成企業(%)	実雇用率(%)
二二・六・一	一、〇二九	二〇八、五〇二	四八・四	一・六二
二三・六・一	一、一一四	二三三、〇五三	五三・六	一・五五

※平成二十二年七月制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)

四 中高年齢者に対する支援

(一) シニア就業支援センター

少子高齢化社会における労働力人口確保の観点から、平成二十年度にシニア就業支援センターを設置し、中高年齢者に対する再就職支援を行った。また、二十三年度からは職業紹介も実施し、退職後の中高年齢者を企業とマッチングする能力活用相談やシルバー人材センター制度、就農、起業などの中高年齢者の多様なニーズに対応した相談・情報提供を行った。

シニア就業支援センター利用者数の推移

年度	利用者数(人)

二十年度	六三三
二一年度	八五七
二二年度	六七八
二三年度	一、〇九〇

(二) シルバー人材センター事業

シルバー人材センター連合及び各シルバー人材センターの運営費等に助成し、定年退職後の高齢者に対して臨時的・短期的な就業機会等の確保・提供を行うシルバー人材センター事業を推進した。

シルバー人材センター事業実施状況

年度	会員数(人)	受注件数(件)	就業延べ人員 (人日)
一四年度	八、三一六	四八、九一三	七五五、八七六
一五年度	一〇、一三三	五六、六三一	八三八、三九八
一六年度	九、八四六	五九、〇九〇	八六六、〇〇八
一七年度	八、八六〇	五七、三〇五	八九二、三六三
一八年度	八、六九五	六四、九九〇	九五一、二一二
一九年度	八、七一一	五八、二七六	九六五、二七三
二十年度	八、九二五	五七、一六四	九四四、四八三
二一年度	九、四〇五	五六、〇四四	八九七、四〇四

二二年度	九、二七一	五四、七六七	九〇一、〇〇九
二三年度	九、一四八	五五、六〇九	八八六、六九九

(三) 高齢者雇用対策

高齢者の雇用促進のための事業を行う(社)群馬県雇用開発協会との連携により、平成二十一年度までの間、高齢者雇用に関する理解と認識を深めるための各種事業を行った。

(四) 就職能力サポート室

求職者の円滑な再就職を支援するため、県内三カ所(前橋、高崎及び太田)の産業技術専門校に設置した就職能力サポート室において、専門のアドバイザーが各種相談や情報提供を行った。また、平成十八年度からは、高崎及び太田の産業技術専門校の就職能力サポート室において、各種団体が行う求職者向けセミナーで出張講習を行うなど、就職活動を支援した。

(五) 中高年ミスマッチ解消対策

平成十四年度と十五年度に、特に厳しい雇用情勢にある中高年の再就職を促進するため、リーフレットの作成や各種セミナー、就職面接会を開催した。

(六) 中高年就職支援

平成十四年度から十六年度には、緊急求人調査推進事

業として、厳しい雇用情勢の早期改善を図るため、県内十カ所の公共職業安定所と連携し、緊急求人開拓推進員を配置して、採用意向調査等に基づく事業所訪問を行い、積極的な求人開拓及び事業主に対する再就職支援措置の周知等に努めたほか、求職者が容易に求人情報を入手できるように、収集した求人情報を県ホームページで広く発信した。

平成十六年度と十七年度には、とことん就職支援として、長期失業者や中高年齢者等の就職困難者を対象に、講習会やキャリアアカウンセリング、個別求人開拓、職業あっせんによる集中的な就職支援を行った。また十八年度と十九年度には、再就職が困難な中高年齢者を対象に、講習、キャリアアカウンセリング、グループミーティング、職業あつせん等、四ヶ月間にわたる総合的な就職支援を実施した。

(七) 高年齢者雇用対策

平成十七年度までの間、県内三方所(桐生、伊勢崎及び館林市)の高年齢者職業相談室に高年齢者職業相談員を配置し、国や市と連携しつつ、きめ細かな職業相談を行った。また、県内四カ所(高崎、伊勢崎、太田及び館林市内)に設置するパートナーにパートタイマー職業相談員を配置し、ハローワークと連携しつつ、パート求職者に対し、的確な求人情報を提供するとともに、きめ細かな職業相談等に応じた。

五 雇用機会の創出

(一) 緊急地域雇用創出特別基金事業

平成十三年度に国から交付された緊急地域雇用創出特別交付金(五十九億五千万円)を財源として新たな基金を造成し、本県の実情に応じた公的な部門における緊急かつ臨時的な雇用及び就業の機会の創出を図った。

新規雇用・就業者数

(単位 人)

年度	県	市町村	計
一四年度	一、六七〇	一、六九一	三、三六一
一五年度	七九一	一、一四五	一、九三六
一六年度	八九七	九三九	一、八三六

(二) 群馬県ふるさと雇用再生特別基金事業

平成二十年度に国から交付されたふるさと雇用再生特別交付金(三十四億円)を財源として新たな基金を造成し、地域のニーズがあり、地域の発展に資するとともに、将来の事業継続・雇用継続が期待される事業を、民間企業等への委託により実施することで、地域における安定的な雇用機会を提供した。

新規雇用・就業者数

(単位 人)

年度	県	市町村	計
二一年度	一八六	一八九	三七五
二二年度	二五一	二一六	四六七
二三年度	四五二	一九三	六四五

新規雇用 就業者数

(単位 人)

年度	県	市町村	計
二一年度	一、三八二	一、九一五	三、二九七
二二年度	一、四九五	二、七一一	五、二一二
二三年度	一、六五三	二、八二〇	五、四七三

(三) 緊急雇用創出特別交付金

平成二十年度に国から交付された緊急雇用創出特別交付金(三十億千円)を初めとして交付された緊急雇用創出特別交付金を活用し、急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供した。

(四) 中小企業労働力確保法、介護労働者法に基づく改善計画の認定

中小企業労働力確保法及び介護労働者法に基づき、創業や新分野進出等を行う中小企業者の雇用管理改善計画の認定を行い、人材確保に向けた魅力ある職場づくりを促進した。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金

年度	交付金の名称	交付額
一〇年度	緊急雇用事業	三〇億一千万円
一一年度	緊急雇用事業(追加)	六五億五千万円
一二年度	重点分野雇用創出事業	一九億八千万円
一三年度	重点分野雇用創出事業(追加)	一七億六千万円
一四年度	重点分野雇用創出事業(追加)	一四億六千万円
一五年度	震災等緊急雇用対応事業	五億二千万円
一六年度	震災等緊急雇用対応事業(追加)	三一億七千万円

改善計画認定件数

年度	労働力確保法	介護労働者法
一四年度	七九	三一
一五年度	四九	四一
一六年度	三一	四七
一七年度	二九	四一
一八年度	一八	三二
一九年度	二五	一九
二〇年度	八	一一

二二年度	二二	一四
二二年度	一一	二七
二二年度	九	一

(五) 雇用促進アドバイザー派遣事業

平成十四年度には、社会保険労務士である雇用促進アドバイザーを小規模事業所に派遣し、事業主からの各種助成金その他雇用管理全般の相談に応じるとともに、併せて小規模事業所における勤務条件等の実態を把握するための調査(賃金事業調査、働く人の意識調査)や求人開拓を実施した。

第四項 労働者支援施策

一 労働者福祉対策

(一) 県民労働相談センター

平成二十一年度の組織再編により、県内六行政事務所に設置していた中小企業労働相談所に替えて、労働政策課内に「ぐんま県民労働相談センター」、中部・東部・西部の各行政事務所に「県民労働相談センター」を附置した。

厳しい雇用情勢や多様化する雇用・就業形態等を反映し、複雑化・高度化している労働相談に対し、専門の労働相

談員が面談及び電話等により対応するほか、各市と連携して、出張相談等にも対応した。

また、「ぐんま県民労働相談センター」では、一般の労働相談のほか、産業カウンセラーによる「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。

労働相談・働く人のメンタルヘルス相談件数

年度	労働相談	働く人のメンタルヘルス相談
二二年度	一、六一九件	四二件
二二年度	一、三五七件	一五件
二二年度	一、五二〇件	三〇件

(二) 群馬県勤労福祉センターの運営

昭和五十九年に勤労福祉の増進と労使関係の安定化を目的に建設された群馬県勤労福祉センターの管理運営を(財)群馬県勤労福祉センターに委託して行った。

平成十八年度から指定管理制度を導入し、公募の結果、十八年度から二十二年度の第一期及び二十三年度からの第二期について、(財)群馬県勤労福祉センターが指定管理者として選定された。

(三) 労働福祉融資制度

労働環境の整備や、労働者の生活の安定を図るため、次表のとおり融資を行った。

労働福祉融資制度一覧

融資制度名	創設年度	融資の概要
労働環境整備資金	二年度	中小企業等の従業員の福利厚生を目的とした労働環境整備に必要な資金を融資する
育児・介護休業者支援資金	五年度	育児休業または介護休業を取得した労働者に、休業中に必要な生活資金を融資する
勤労者教育資金	六年度	勤労者及びその子弟の大学等の就学に必要な資金を融資する
職場創造支援資金	九年度	女性が働きやすい職場環境整備のため資金を融資する
失業者緊急教育資金	一三年度	失業者等の子弟の大学等への就学に必要な資金を融資する

二 労働教育の推進

労働者、使用者及び県民一般を対象に労働問題に対する専門知識を体系的に付与し、合理的な労使関係の確立と労働者の生活安定、福祉の増進を図るため、各種の労働講座等を行った。

主な労働政策課実施講座

年度	講座名
一四～一九年度	アフターファイブ労働学校
二一～二三年度	新入社員研修会、フレッシュマンセミナー

主な地域機関実施講座

年度	講座名
一四～二〇年度	新入社員研修会

三 勤労青少年対策

(一) 勤労青少年の日事業の開催

昭和四十五年五月に制定された勤労青少年福祉法第五条に基づく勤労青少年の日の事業として県内八地区(十五年度のみ九地区)においてスポーツ大会等を開催した。(十七年度廃止)

(二) 勤労青少年ホームの運営指導

勤労青少年福祉法第十五条により、勤労青少年に対し、各種の相談や必要な指導を行うとともに、健全な余暇活動の場を提供する等の事業を総合的に実施することを目的として設置された勤労青少年ホームに対し、その運営についての助言、指導を行った。

(三) 群馬県優良勤労青少年クラブ及び勤労青少年

第六章 職業能力開発課

第一節 組織等の変遷

第二項 職業能力開発課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下二係（公共訓練係、技能振興係）体制であったが、十五年四月、グループ制を導入し、二係を廃止して、人材育成グループ、技能振興グループに再編した。

福祉功労者表彰

県内の勤労青少年ホームを拠点として積極的に活動している優良なクラブ及び勤労青少年の福祉向上のために特に功績が顕著である者を表彰することにより、勤労青少年のクラブ活動の促進及び福祉の増進とその健全な育成を図った。（十七年度廃止）

平成二十年四月、グループ制を見直し、人材育成係、技能振興係に改称し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

職業能力開発課長	人材育成係 (四名)	産業技術専門校、職業能力開発対策、職業能力開発審議会
次長		

技能振興係 (三名)	技能検定、認定 職業訓練、職業 訓練指導員試験・ 免許
---------------	--------------------------------------

職名	在職期間	氏名
職業能力開発 課長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三一	大島 和志
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	高橋 和宏
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	大島 勇治
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	坂口 智之
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	木村 常昭

第二項 地域機関

一 産業技術専門校

産業技術専門校は、平成十四年四月現在、県内三箇所
(前橋、高崎、太田)に設置し、管理課、指導第一課、指導

第二課、職業能力開発センター(能力開発課)で構成されて
いたが、十五年四月、グループ制を導入し、四課を廃止し
て、総務グループ、訓練指導グループ、職業能力開発センタ
ー(能力開発グループ)に再編した。

平成二十年四月、グループ制を見直し、総務係、訓練指
導第一係、訓練指導第二係、職業能力開発センター(能力
開発係)に改称した。

平成二十三年四月、職業能力開発センターを廃止(能力
開発係は存続)し、現在に至っている。

歴代の校長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
前橋産業技術 専門校長	自平成一二・四・一 至平成一六・三・三一	北向 輝男
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	小林 裕一
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	渡辺 健
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	新井 輝男
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	金井 豊幸

高崎産業技術 専門校長	自平成一三・四・一 至平成一六・三・三	小林 裕一
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三	渡辺 健
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三	南澤 英一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三	高橋 久雄
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三	影山 正男
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三	高坂 欣一
太田産業技術 専門校長	自平成二二・四・一 至平成二六・三・三	宮野 晃
〃	自平成二六・四・一 至平成二七・三・三	神部万亀夫
〃	自平成二七・四・一 至平成二九・三・三	榛沢 保男
〃	自平成二九・四・一 至平成二一・三・三	大隅 勝
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三	栗原 民治
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三	安田 隆

〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三	櫻澤 洋
---	------------------------	------

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 職業能力開発

労働者の職業能力の開発及び向上が、産業社会の一層の発展を図るためには不可欠であることから、段階的かつ体系的に職業能力開発の促進を行うことを基本理念として、昭和六十年十月、職業訓練法が職業能力開発促進法に改正、施行された。

昭和四十六年から始まった第一次から第四次群馬県職業訓練計画(四十六年〜平成二年、計画期間は各五年、第四次以降は群馬県職業能力開発計画)においては、一貫して生涯訓練体制の基礎づくりを進めることとして、職業能力開発を総合的に推進するための枠組みが整備された。

特に第四次計画の最終年には、訓練内容を産業社会の技術革新や高度化に対応させるための体制整備計画がスタートし、個々の労働者の豊かさや働きがいをもととした第五次計画(平成三〜七年)に基づいて、七年四月、前橋・高崎・

太田の各高等技術専門校を産業技術専門校に改組した。各校ともハード・ソフトの両面を充実させて新築・移転することとし、太田産業技術専門校は七年四月、太田市新野町において、前橋産業技術専門校は九年四月、前橋市石関町において、高崎産業技術専門校は十一年四月、高崎市山名町において、それぞれ体制整備を完了した。

なお、桐生・沼田・館林の各高等技術専門校は平成十一年三月をもつて閉校し、三校による新たな体制とした。

その間には、バブル経済崩壊という大きな社会情勢の変化を踏まえて、労働者の個性を活かしつつ雇用の安定と拡大を図るとともに、国際化への対応推進などをねらいとした第六次計画(平成八〜十二年)が策定された。

また、平成十一年三月には、第六次計画の骨子を継承発展させた本県独自の群馬県職業能力開発アクションプラン「ひと・もの・環境づくり計画」を策定し、産業技術専門校を職業能力開発の拠点へと転換することを目指した。

第七次計画(平成十三〜十七年)では、このアクションプランに則った「ひと・もの・環境づくり」を基本目標とし、民間との役割分担や障害者、中高年齢者等の職業能力開発、さらには本県の産業の特性などを踏まえて、新時代のニーズにこたえる人材育成を目指した。

第八次計画(平成十八〜二十二年)では、前期計画で示

された「ひと・もの・環境づくり」の概念を施策展開の柱として継承し、「企業の望む人材の育成」と「就労を望む人に必要な技能の習得」を目指した。

第九次計画(平成二十三〜二十七年)では、リーマンショック後の悪化した雇用情勢等の課題に対応するため、「雇用環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進」、「群馬の産業を支える人材育成」、「効果的・効率的な職業能力開発の推進」を基本的方向性として、本県の産業人材の育成を推進している。

一 公共職業訓練

県立産業技術専門校において、若年者、在職者、離職者等を対象に訓練を実施しており、体制整備の完了後も地域の特性を考慮しながら、各校の特色を明確にした職業能力開発を行うため、訓練科目等の再編整備を行った。

(一) 平成十四年度の科目再編

即戦力となる人材の育成を目指し、訓練内容を充実させるため、短期課程六か月訓練の一年訓練への改編等を行った。

○前橋産業技術専門校

NCオペレータ科(六か月)を機械加工科(一年)

に改編

○高崎産業技術専門校

ブロック建築科(六か月)をエクステリア科(二年)に、塗装科(六か月)を一年訓練に改編

○太田産業技術専門校

NCオペレータ科(六か月)をNC加工科(二年)に、溶接科(六か月)を一年訓練に改編

(二)平成十七年度の科目再編

訓練生の技能習得に向けきめ細かな指導ができるよう、訓練定員が二十名を超える科目について、二十名定員への変更を行った。

○前橋産業技術専門校

機械システム科の定員を二十五名から二十名に、CAD設計科の定員を三十名から二十名に変更

○高崎産業技術専門校

機械科、電気科、自動車整備科、インテリア木工科の定員を、それぞれ三十名から二十名に変更

(三)平成二十年年度の科目再編

民間教育機関との役割分担を図るとともに、各校の特色を明確にするための科目再編を行った。

○前橋産業技術専門校

オフィスエキスパート科の募集を停止(平成二十一

年度末で廃止)

○高崎産業技術専門校

機械科(短期課程一年)と前橋校の機械加工科(短期課程一年)を統合し、機械技術科(普通課程二年)を新設

○太田産業技術専門校

電子システム科(普通課程二年)と、高崎校の電気科(短期課程一年)を統合し、電気システム科(普通課程二年)に改編

県立産業技術専門校の普通課程の推移

産業技術専門校	平成十四年度		十七年度		二十年度	
	訓練科	定員	訓練科	定員	訓練科	定員
前橋	五科	一七〇	四科	一四五	四科	一一〇
高崎	一科	四〇	一科	四〇	二科	六〇
太田	五科	一七〇	四科	一四〇	四科	一四〇
計	一一科	三八〇	九科	三二五	一〇科	三二〇

県立産業技術専門校の短期課程の推移

産業技術専門校	平成十四年度		一七年度		二十年度	
	訓練科	定員	訓練科	定員	訓練科	定員
前橋	三科	八〇	三科	五〇	二科	三五

高崎	六科	一六〇	六科	一二〇	四科	八〇
太田	二科	四〇	二科	四〇	一科	一五
計	一一科	二八〇	一一科	二二〇	七科	一三〇

(四) 委託訓練

離転職者を対象とし、新たな職業に必要な技能及び知識を習得させることにより、再就職を容易にするための訓練のうち、施設内では対応しきれない訓練分野については、専修学校、各種学校等へ訓練を委託してきたが、平成十三年度、「総合雇用対策」等を踏まえた国の第一次補正予算に基づき、平成十四年度からは、従前の専修学校等の民間教育訓練機関に加え、新たに大学、事業主、NPO法人をはじめ、あらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練を推進することとなった。

また、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」の施行に伴い、同機構が実施していた事業は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に引き継がれたが、その際、委託訓練については、群馬県が引き継ぐこととなった。さらに、リーマンショック後の急激な雇用情勢の悪化に対応するため、雇用の受け皿として期待できる分野等に係る訓練規模を拡充した。これらの結果、平成二十三年年度からは、事業規模が大幅に拡大した。

県立産業技術専門校の委託訓練の推移

平成十四年度	十九年度	二十三年度
訓練科	訓練科	訓練科
三校十八科	三校十一科	三校四七科
定員 三八三	定員 一三三一	定員 九六五

(五) 在職者訓練

在職者訓練は、在職者に対し現在持っている技能の程度に応じて、その職業に必要な技能及び知識をさらに加えて習得させるための短期課程の訓練であり、技能向上コースと管理監督者コースを実施した。

また、事業所の職員を訓練生として受入れ、既存の訓練と混合訓練の形式で行う受託生訓練や、事業主の行う職業訓練に対する支援として、主として企業内で実施される技術講習へ講師を派遣する事業なども実施した。

県立産業技術専門校の在職者訓練の推移

平成十四年度	十九年度	二十三年度
コース数	コース数	コース数
受講者数	受講者数	受講者数
四九	四五	三七
六〇六	二〇八	一六九

(六) その他の事業

平成十四年度から、前橋産業技術専門校において主に高

校生を対象に、高校では学べない高度な技能や技術の習得を目的とした「スキルカレッジまえばし」を実施し、高校在学中の技能検定受検促進等に貢献した。

その後、平成十七年度からは若年者への溶接技術の普及啓発と技術力向上を目的とした「学生溶接技術競技大会」への高校生参加、十八年度からは定時制高校生に対してものづくりの体験授業を行う「スキルチャレンジ」、二十一年度からは工業高校生が在学中に技能検定二級受検などの高度な内容に取り組む「ぐんま未来の技術者育成プロジェクト」など、教育委員会と共同で多くの高校連携事業を実施し、教育行政と職業能力開発行政が密接に連携して人材を育成している。

二 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主又は事業主の団体等が行う訓練のうち、都道府県知事が厚生労働省令で定める一定の基準に適合して実施されるものについて、認定した職業訓練である。

製造業系の職業訓練のほか、中小事業主が実施する木造建築、理容美容等の職業訓練がある。

地域企業を支える人材の育成は、ますます重要となっているが、中小事業主やその団体が実施する認定職業訓練

は、財政基盤が十分でないことから、県では、国との連携のもとに職業訓練校の運営費並びに訓練施設や設備の整備に要する経費の一部を補助するなど、支援を行ってきた。

新規雇用者の減少等により職業訓練を休止するところもあり訓練生数は減少しているが、認定職業訓練の実施校数は、平成十四年度から二十三年度の間に、三十校から四十一校に増加している。

認定職業訓練の推移

区 分	平成一四年度		一八年度		二五年度	
	単 独	共 同	単 独	共 同	単 独	共 同
訓練校数	七校	一、三四〇人	九校	一、二二七人	一七校	八四〇人
訓練生数	一、三三〇人	一、七七九人	一、八九九人	一、二二三人	一、七三一人	一、七三一人
計	七校	一、七三〇人	九校	一、二二七人	一七校	八四〇人

第二項 技能検定等

一 技能検定

技能検定制度は、労働者の従事する職種について技能水準の検定を行い公証することにより、労働者に目標を与え

その技能習得意欲を増進させるとともに、技能に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能及び経済的、社会的地位の向上を図ることを目的に設置された国家検定制度で、昭和三十四年に開始された。

平成五年度に三級と基礎一級及び基礎二級が創設された。三級は初級の技能労働者向けで、基礎級は外国人技能実習生が受検している。

技能検定合格者の推移

年度	職種数	特級	一級	二級	三級	等級	計
一四	七二二六	六〇九	一、三七四	一九一	一八二、二一八		
一五	五九二七	五三七	一、一六〇	一九七	三〇一、九五二		
一六	七八一八	七八二	一、〇七六	三三八	一五二、二〇九		
一七	八〇二一	六八六	一、一一九	四〇三	二九二、二五八		
一八	七二一九	七二二	一、一六三	五七四	一一二、四八〇		
一九	六一一五	七四七	一、〇五一	五七九	二八二、四二〇		
二〇	六四一七	六七九	一、〇二三	六一三	八二、三四〇		
二一	七三三二	六五四	一、一四八	六六一	三〇二、五二五		
二二	六八一	六五七	九一二	七七二	一九二、三七一		
二三	六八一	五七九	九五九	九二九	二二二、五〇八		

※基礎級は除く。

二 技能競技大会

〈技能五輪全国大会〉

国内の技能検定二級以上の技能を有する原則二十三歳以下の青年技能者を対象に、その技能レベルの日本一を競い合う競技大会である。青年技能者に努力目標を与え、ともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成に資することを目的とした大会で毎年度開催されている。なお、本大会は、技能五輪国際大会の予選を兼ねている。

技能五輪全国大会参加状況

年度	回数	参加者	入賞職種	参加職種
平成 一四	四〇	三一	銀賞 西洋料理・日本料理、銅賞 機械製図、敢闘賞 機械製図(二人)・旋盤(二人)・構造物鉄工・配管・フラワー装飾・美容・洋菓子製造	一四
一五	四一	四八	銀賞 左官・西洋料理・和裁、銅賞 フラワー装飾・機械製図・日本料理、敢闘	一七

一九	一八	一七	一六	
四五	四四	四三	四二	
四二	四三	四五	四四	
金賞 電工・左官・和裁・日 大工・西洋料理	銀賞 電工・左官・和裁、 銅賞 抜き型・日本料理、 敢闘賞 機械組立て・抜き 型(二人)・機械製図・建築 大工・西洋料理	銀賞 左官・和裁・日本料 理、銅賞 機械組立て・機 械製図・旋盤、敢闘賞 機 械製図・自動車板金・電工・ 日本料理・車体塗装	金賞 日本料理、銀賞 フ ラワー装飾・和裁、銅賞 機械組立て・電工・西洋料 理・冷凍技術、敢闘賞 機 械製図(三人)・旋盤・構造 物鉄工・左官・和裁・日本料 理	賞 旋盤・構造物鉄工・フ ラワー装飾・機械製図(二 人)・配管・洋菓子製造(二 人)・西洋料理・美容
一七	一六	一七	一八	

二三	二二	二二	二〇	
四九	四八	四七	四六	
三七	四三	三九	三五	
銅賞 左官、敢闘賞 機 械製図・配管・電工・フラワ ー装飾・美容・西洋料理	金賞 日本料理、銀賞 西洋料理・和裁、銅賞 抜 き型・建築大工・理容、敢 闘賞 機械製図・自動車板 金・電工・和裁	銀賞 抜き型・日本料理、 銅賞 西洋料理、敢闘賞 機械製図・旋盤・自動車 板金・左官・建築大工・美容 ・和裁	銀賞 電工、銅賞 抜き 型・左官、敢闘賞 機械組 立て・機械製図・建築大工 (二人)	本料理、銀賞 西洋料理、 銅賞 抜き型・車体塗装、 敢闘賞 機械組立て・抜き 型・機械製図(二人)・旋盤・ 配管・建築大工(二人)
一六	一六	一七	一五	

〈技能グランプリ〉

技能士が日頃から研鑽を積んだ技能を競うことにより、その技能の一層の向上と社会的地位の向上を図るとともに、技能尊重機運の醸成に資することを目的とした大会である。技能五輪全国大会が、青年技能者を対象としているのに対して、技能グランプリは年齢にかかわらず、各都道府県から選抜された特に優れた技能を有する一級技能士等が競う大会である。平成十四年度までは毎年度開催されていたが、以後は隔年開催となった。

技能グランプリ参加状況

年度	回数	参加者	入賞職種	参加職種
平成 一四	二二	一一	三位 フラワー装飾、敢闘賞 和裁・日本料理	六
一六	二三	一五	二位 和裁・建築大工・かわらぶき・日本料理、三位 和裁・建具(二人)、敢闘賞 建具	七
一八	二四	一六	一位 日本料理、二位 和裁・フラワー装飾、三位 日本料理、敢闘賞 建築大工・日本料理	九

二〇	二五	一九	二位 機械製図・印章ゴム 印刷刻、三位 壁装・建具 (二人)・日本料理、敢闘賞 和裁・旋盤・建具・機械製 図・フラワー装飾	一〇
二二	二六	一一	二位 日本料理、三位 和裁・建具、敢闘賞 和裁	六

〈全国障害者技能競技大会(アビリンピック)〉

障害者の職業能力開発を促進し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを与えるとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主催により国際大会の開催年を除き、毎年開催されている。

全国障害者技能競技大会参加状況

年度	回数	参加者	入賞職種	職種数
一四	二六	三	努力賞 ホームページ	三
一六	二七	一		一
一七	二八	二		二
一八	二九	二	敢闘賞 フラワーアレンジメント	二

二〇三〇	一	銀賞 義肢	一
二二 三二	二	努力賞 ワールド	二
二二 三三 二一	四		四

※平成一五年度・一九年度・二二三年度は国際大会開催のため、全国大会の開催はなかった。

第七章 観光局観光物産課

第一節 組織等の変遷

第二項 観光局観光物産課

一 観光局観光物産課

平成二十年四月、係制の導入に伴い、国際化推進係を生
活文化部国際課に移管して、課の名称を観光局観光物産
課に変更し、三係（計画推進係、国際観光係、宣伝・物産
係）体制とした。

平成二十二年四月、群馬デザインेशनキャンペーンの
開催準備のため、課内室として群馬デザインेशनキャン
ペーン推進室を設置し、事業推進係を新設した。

平成二十三年十一月、群馬デザインेशनキャンペーンの
終了に伴い、引き続きググつとぐんま観光キャンペーンの
開催準備のため、室の名称をググつとぐんま観光推進室に
変更した。

平成二十四年三月現在の、組織、事務分掌、職員数及び
歴代の課長等は、次のとおりである。

觀光局 觀光物産課長 次長	觀光局 觀光物産課長	計画推進係 (四名)	觀光振興計画、觀光審議会、觀光施設整備、旅行業、谷川岳遭難防止、觀光統計、千客万来支援事業
国際観光係 (四名)	外国人観光客誘客促進、受入体制整備、海外向け観光情報発信	觀光振興 提供、物産振興	
宣伝・物産係 (四名)	觀光宣伝、觀光情報提供、物産振興	ググつとぐんま観光キャンペーン推進	
ググつとぐんま 観光推進室	事業推進係 (三名)		
職名	在職期間	氏名	
〃	自平成二〇・四・一 至平成二三・三・三一 自平成二三・四・一 至	野口 勤 根岸 良夫	

觀光企画監	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	黒澤 均
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	向田 忠正
群馬デステイネーション キャンペーン推進室長	自平成二二・四・一 至平成二三・二〇・三一	向田 忠正
ググつとぐんま 観光推進室長	自平成二三・一・一 至平成二四・三・三一	向田 忠正

二 観光物産課

平成十四年四月現在の観光物産課の組織は、三グループ（計画グループ、国際・都市観光グループ、イベントグループ）体制であったが、十五年四月に二グループ（計画推進グループ、情報・宣伝グループ）体制に再編した。

平成十六年四月、国内外から観光客を迎える「広い意味の観光」を推進する体制として「ウエルカムトゥぐんま推進委員会」の設置に伴い、当該委員会の運営のため、ウエルカムトゥぐんま推進委員会事務局を新設し、二グループ一事務局体制とした。

歴代の課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
観光物産課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	新井 寅一
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	関 卓榮
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	金田 孝夫

三 観光局観光国際課

平成十八年四月、幅広い観光立県を推進するための観光局の設置に伴い、総務局国際課から国際化推進グループを移管して、課の名称を観光局観光国際課に変更し、三グループ（事務局・計画推進グループ、宣伝・物産グループ、ウェルカムトゥぐんま推進委員会事務局、国際化推進グループ）体制とした。

平成十九年四月、ウェルカムトゥぐんま推進委員会事務局を宣伝・物産グループに統合するとともに、国際観光グループを新設し、四グループ（計画推進グループ、国際観光グループ、宣伝・物産グループ、国際化推進グループ）体制に再編した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
観光局 観光国際課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	須田 啓美
観光企画監	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	山口 憲作

第二項 地域機関

一 大阪事務所

平成二十四年三月現在、所長以下四名（うち嘱託二名）の体制である。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
大阪事務所長	自平成二三・四・一 至平成二六・三・三一	茂木 隆雄
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	大島 勇治
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	新井 輝男
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	城 政道

〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	深町 哲
---	-------------------------	------

二 名古屋事務所

平成二十四年三月現在、所長以下四名（うち嘱託二名）の体制である。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
名古屋事務所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	広井 努
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	関口 宏
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	青木 好孝
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	尾池 啓助
〃	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	貝原日出夫
〃	自平成二三・四・一 至	黒澤 達也

三 谷川岳登山指導センター

毎年二月十八日から十一月三十日までの間、登山指導員四名により運営されているが、歴代の所長は観光物産（観光国際）課長の事務取扱となっている。

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 観光推進

一 観光振興計画の策定

平成十五年五月、十年に策定した観光振興計画の計画期間終了に伴い、新たな五箇年計画として「ぐんまにぎわいプラン」を策定した。様々な観光資源の連携を図り、本県全体が広がりを持った観光地として活性化していく「二百万県民が創造する群馬の観光」を目指し、観光に関する施策を総合的、かつ計画的に推進していくこととした。

また、平成二十年三月には、「観光立県ぐんまの推進」を掲げ、観光振興を経済戦略の中心に据えて、二十五年までの五年間の観光振興計画「はばたけ群馬観光プラン」を策定した。

二 観光施設等の整備

豊富な観光資源を活かした魅力ある観光地を実現するため、市町村が実施する観光施設整備事業に県費補助を行い、整備の促進を図ってきた。平成十四年度以降は、集客力のある一ランク上の観光地を実現し、リピーターを増やすために、これまでの「観光関係施設整備補助金」に代えて、新たに「千客万来支援事業」を実施し、企画力の優れたハード及びソフト事業に対し重点的に支援を行った。

平成十四年度以降における補助事業の実績は、次のとおりである。

千客万来支援事業の実施状況

年度	市町村等数	事業件数	交付額(千円)
平成一四	四三	五八	一二五、二七六
一五	四〇	五一	一一三、〇二〇
一六	二八	二九	七二、三九〇
一七	二三	二九	五八、三六〇
一八	三〇	三七	八四、三一九
一九	三二	四二	七五、六二〇
二〇	二七	三七	七四、一九〇
二一	二八	四八	九三、七七四
二二	三四	六〇	九七、九二〇

また、観光面でのバリアフリー化を促進するため、高齢者や障害者が安心して旅館やホテルを利用できるように、トイレの改修、スロープや手すりの設置等を行う事業者に対して、低利の資金を融資する「群馬県宿泊施設バリアフリー推進資金融資」事業を行った。

このほか、県内山岳地域の指導標を自主的に整備しようとするグループを援助し、ボランティア活動の支援、登山者の遭難防止及び自然環境保全のため、「山歩きコース整備ボランティア活動助成事業」を行った。

平成十五年度からは、観光地のイメージを左右する大きな要因であるトイレについて、清潔に維持して、お客様に提供することにより、県内観光地のイメージアップと集客を図ることを目的として、本県を訪れるお客様にとつて使いやすい機能や清潔度を保ったトイレを認証する「ぐんまビジタートイレ認証制度」を開始し、二十三年度末までに、九期百十七件百四十箇所を認証した。

三 谷川岳の遭難防止

谷川岳登山指導センターは、谷川岳の遭難防止を目的として「谷川岳遭難防止条例」の施行(昭和四十二年一月)に

に伴い設置され、谷川岳に訪れる登山者への安全登山の指導と事故防止の活動を実施している。

谷川岳を訪れる登山者は年間四万人を越えており、レジャーの多様化、若年層の山離れ等により危険地区での若年層の遭難者が著しく減少しているものの、近年の中高年者の登山ブームを反映し、一般コースにおける中高年者の遭難が増加する傾向がみられる。このため、土、日曜日の登山指導員は二人勤務体制とし、巡視活動と一般コース登山者を対象とした登山指導を行うなど遭難防止の強化に努めている。

四 武尊山観光レクリエーション施設

大規模観光レクリエーション地区として水上町、片品村、川場村地区が指定を受け、県が整備した武尊山観光レクリエーション施設については、平成十四年以降も引き続き管理の適正を図るとともに、キャンプ場休憩舎、給排水設備、スキー場レストハウスなど老朽施設の改修を行った。

なお、平成十八年度からは指定管理制度を導入し、武尊山観光開発株式会社及び川場村を指定管理者として指定し、管理を委託した。

なお、武尊山観光レクリエーション施設のうち、川場キャンプ場については、施設の著しい老朽化及び利用者数の減少を

理由に、平成二十二年度をもって廃止した。

五 東日本大震災からの復興対策

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災により、県内の主な温泉地では、大震災直後の自粛ムードや、計画停電による鉄道ダイヤの乱れ、ガソリン不足による出控えに加え、福島第一原子力発電所事故による風評被害も影響し、震災直後のキャンセルが九割を超えたところもあり、大きな打撃を受けた。

こうした状況を打開し、県内に観光客を呼び戻すため、四月十八日には「ぐんまのちやん家」で、知事のトップセールスとして「ぐんまのおかみ温泉地緊急PR（ググつとぐんまの農産物フェアと同時開催）」を開催したり、四月二十日には「ぐんま観光元氣宣言」を県内外に向けて発信するなど、PR事業を展開した。また、緊急対策として、四月補正予算により、「ぐんまの温泉・観光宿泊割引プラン」や「ググつとぐんま体験・滞在バスツアー」などの具体的な誘客施策を実施した。

第二項 国際観光

一 海外からの観光客の取り込み

平成十五年、国はビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部を立ち上げ、「観光立国行動計画」を策定して、出国日本人数千六百五十二万人、訪日外客数五百二十四万人の格差を是正することとした。二十二年までに、訪日外客数を千万人に増やすことを目標に、十六年には、中国、韓国、台湾、香港からの修学旅行生に対する短期滞在査証の免除などが実施された。本県も国内宿泊者数の減少に対応するため、外国人観光客の獲得に取り組みることとなった。

平成十六年度は、十七年三月に中国広州国際旅遊展に
出展した。

平成十七年度には、本県が中心となつて、関東圏における国際観光推進組織である「国際観光圏関東推進協議会」を
一都九県で設立した。十一月には、協議会事業として台北国際旅行博に出展した。

平成十八年度は、中国広東省セールスプロモーションを実施した。

平成十九年度は、協議会事業として、六月に「YOKOS O! JAPAN 2007」青島ジャパンフェスタ、上海世界旅遊資源博覧会に出展し、本県観光の魅力を中国本土に向けて発信した。

平成二十年度は、十一月に知事による広東セールスプロモーションを実施するとともに、協議会事業として中国国際

旅遊交易会に出展した。

平成二十一年度は、香港（八月）、上海（十一月）、韓国（十二月）における海外キャラバンを実施し、現地の旅行会社やメディアへ働きかけた。また、協議会事業として、シンガポールの国際旅行博（十一月、二月）に出展した。

平成二十二年度は、六月に台湾において、訪日教育旅行説明会等に参加した。

平成二十三年度は、十一月に香港においてビジットぐんまキャンペーンを実施し、現地の旅行会社、メディアに対する説明等を行った。二月には、台湾・韓国において、現地旅行会社と本県旅館・ホテル関係者との商談会等を行った。

二 海外からの教育旅行の受入れ

平成十七年度より、海外からの修学旅行の受入れを進めるため、来県時の県内高等学校との生徒間交流の調整支援を行った。

平成十七年度から二十三年度までに、台湾、中国、韓国から、七十九回（複数校連合による修学旅行も多い）、三千六百七十七人が本県を訪れ、県内観光地やホームステイ、雪遊び等を楽しむとともに、県内高等学校生との交流を通して、国際感覚の醸成を図った。

平成二十年五月、訪日教育旅行促進協議会を県庁内各

課等により設立し、関係機関が一体となって本県への教育旅行受入及び誘致を進めた。

三 他県等との広域連携による誘客事業

国の「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(略称：外客誘致法)」に基づく、外客来訪促進地域として、群馬県、長野県、新潟県による連携した取組が同意され、平成十四年六月、「上信越国際テーマ地区推進協議会」を設置した。また、下部組織として、県、市町村及び観光関係者で構成する「ウェルカム・ぐんま国際観光推進協議会」を設置し、外国人観光客の受入体制整備等に取り組んだ。

平成十七年六月、関東圏における国際観光を進めるため「国際観光圏関東推進協議会」を本県が中心となり一都九県で設立し、平成二十一年度まで、国際旅行博等の出展等を協働で実施したが、各都県が加入する団体等においても、外国人観光誘客事業が活性化し、所定の目標を達した合意により、二十四年三月に解散した。

平成十九年六月、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県による五県知事会における、国内外からの観光誘客に連携して取組む合意に基づき、「北関東磐越五県広域観光推進協議会」を設立した。

平成二十一年六月には、二十二年三月の茨城空港開港、二十三年四月の北関東自動車道の開通を踏まえ、北関東三県において観光振興を図るために、茨城県、栃木県とともに「北関東三県広域観光推進協議会」を設立した。

また、平成十五年度から、国は、「観光立国行動計画」に基づく訪日外客促進事業「ビジット・ジャパン地方連携事業」を創設し、複数の地方自治体等が連携して外国人観光誘客に取り組み支援が始まった。本県も、既出の協議会や近県、鉄道事業者等と連携し、海外からの旅行会社やメディアの招聘、海外で開催される旅行博への出展を毎年行つた。

四 職員の派遣等

平成十九年から、国の外国人誘客事業の中核である、独立行政法人国際観光振興機構(通称：日本政府観光局・JNTO)の本部及び海外事務所へ県職員を派遣し、最新の海外観光データ収集や、専門知識の修得により、本県の外国人観光誘客事業を効率的に実施した。

第三項 宣伝・物産

一 観光情報発信

毎年度、季刊の観光情報誌を発行するとともに、誘客効

果の高い観光ポスターを制作するなど、本県の観光の魅力
を全国に発信した。

平成十五年度には、県内の観光情報をデータベース化し、
インターネット上の検索システムと組み合わせ、本県を訪
れる観光客に好みに応じた観光プランの提供を可能にする
ことで、これまで点でしかなかった観光資源の情報に線的・
面的な広がりを持たせた。

平成十六年度からは、本県ゆかりの人物に群馬県の観光
資源とその魅力を全国に広く発信してもらうことを目的と
して「ぐんま観光特使」制度を実施。初年度は一般公募によ
り二百名を選任した。任期は二年で、十八年度に百二十三
名、二十一年度に百十二名、二十三年度に九十五名を再
任した。

平成二十年度には、タレントの中山秀征氏と井森美幸氏
を「ぐんま大使」として選任し、本県の魅力の発信と、誘客
を促進するための基礎となる「群馬県」の認知度向上とイメ
ージアップの促進を図っている。

平成二十一年度から二十三年度まで、ふるさと雇用再
生特別基金を活用して、「ぐんまコンシェルジュ」を設置し、群
馬の観光地や特産品の案内を行った。

平成二十一年七月に、JR高崎駅では、観光客を出迎
え、観光案内など専門性の高いサービスを提供する「VIS

ITOR CENTER(総合案内所)」が中央コンコースに新
設された。

平成二十二年一月に、「ネクスコ東日本」との連携事業と
して、関越自動車道上里サービスエリア(下り線)に、土日祝
日の観光案内を行う「ぐんま観光案内所」を開設した。

平成二十二年七月に、JR高崎駅改札前にある案内所を
改修・増築し、群馬県、高崎市、JRの三者の機能を統合し
た総合案内所を設置した。

さらに、県庁三十一階に設置した観光展示室及び物産
展示室において、「広い意味の観光」を推進するため庁内各
部局や市町村等と連携しながら各種の企画展示を通して
多様な情報発信を行い、訪れる県民や県外からの来庁者に
群馬県魅力をアピールした。

二 物産振興

本県物産の紹介宣伝と販路開拓を促進するため、県物
産振興協会と連携し各種物産展を開催した。

平成十四年度には、大阪市の「クリスタ長堀」と「大丸梅
田店」をはじめ、東京都や横浜市等十三箇所物産展を開
催した。

平成十五年度には、熊本市の「鶴屋百貨店」のほか十一箇
所で物産展を開催した。

平成十六年度には、「ねんりんピック」の本県での開催に伴い、陸上競技場等で物産展を開催した。

平成十七年度には、農業局と連携して四年に一度大阪で開催される「2005食博覧会・大阪」に出展し、本県の誇る名産品のPRや販売を実施したほか、九箇所物産展を開催した。

平成十八年度には、「ぐんまアリーナ」で開催された「全国女性消防団活性化大会」、「全国ボランティアフェスティバル」において物産展を開催した。

平成十九年度には、群馬のブランドづくり庁内ワーキンググループを開催し、本県の既存の産品の中から名産品PR重点品目として「焼きまんじゅう」を選定し、情報発信等を行った。

平成二十年度には、名産品PR重点品目である「焼きまんじゅう」のガイドブックを作成し、広く名産品としての認知度アップを図った。

平成二十二年度には、群馬の粉もの文化を広く紹介する「まんじゅうガイドブック」と「うどんガイドブック」を販売した。

県内デパートでの物産展は、「高崎高島屋」で継続開催するとともに、平成十六年度からは、「スズラン前橋店」と「スズラン高崎店」において「大群馬展」として開催した。

県外においては、「群馬の名産フェア」を平成十九年度まで「横浜京急百貨店」で開催し、「群馬の物産と観光展」を「三越恵比寿店」で、十七年度からは「群馬フェア」を「多摩センター三越」で、二十年度からは、東京銀座にオープンした「ぐんまちゃん家」において「物産イベント」を開催した。

平成二十二年度からは、ヤマダ電機と連携し、「パシフィコ横浜」、「ナゴヤドーム」、「札幌ドーム」、「大阪ドーム」、「福岡ドーム」で「観光物産展」を開催した。

県庁一階県民ホールにおいては、平成十九年度まで「ぐんまの菓子フェスティバル」を開催するとともに、十四年度から十九年度までは「ぐんま物産観光まつり」を、二十年度からは「おすすめ！地域の物産市」を開催している。また、「全群馬近代こけしコンクール」を毎年開催するとともに、二十一年度からは「匠会による創作こけし展」にも協力した。

平成十九年度から、県産品の普及と品質の向上を促進するため、「優良県産品推奨制度」においてシールのほか印影化も認めることとした。

第四項 大型観光キャンペーン

平成十四年度から二十三年度までの十年間に、県内高速交通網を補完する幹線道路の整備が進み、全国的な観光

需要の高まりとあわせ、本県は首都圏からの誘客を促進するため、大型の観光キャンペーンを展開した。

平成十四年度から十八年度までは毎年度、年間を通じて「ほのぼの群馬観光キャンペーン」を展開し、東京において観光展「まるごと群馬デー」を開催する等、主に首都圏でのPR活動により誘客を促進した。なお、キャンペーンは、県、市町村、観光関係団体等で構成する「群馬の旅特別宣伝協議会」が実施した。

平成二十年度末には、かねてから取り組んでいた、JRグループ六社と地域が協同で実施する国内最大規模の大型観光キャンペーン「ステイネーションキャンペーン(DC)」の誘致活動が実を結び、二十三年七月から九月に本県で開催されるのが正式に決定した。

平成二十一年度は、八年以来、十五年振り四回目となる群馬DCに向けての準備を開始。六月十五日に、大型キャンペーンを推進する組織として、自治体や商工団体、観光事業者、交通事業者など二百七十一団体で構成する「ググつとぐんま観光宣伝推進協議会(会長 知事)」が発足した。また、県内各地域の魅力や特色を発信するため、県内を「県央」「西部」「吾妻」「利根・沼田」「東部」の五つのエリアに分けた部会が発足した。一月には公募により、群馬DCのテーマが「心にググつとぐんま わくわく 体験 新発見」に

決定し、併せてロゴマークが披露された。

平成二十二年度は、DCの前年であることから、本番の予行演習とともに、本番に向けた周知と気運醸成を図るため、「プレ群馬ステイネーションキャンペーン」と銘打ち、七月から九月までの三カ月間、県内各地でキャンペーンを実施した。

プレDCのオープニングイベントとして、七月最初の土曜日には、SLと旧型客車を連結した特別臨時列車「SLググつとぐんま号」の発式が高崎駅で行われ、水上駅では駅長らが列車の迎えを行った。

九月には、最大のPRイベントとして、全国宣伝販売促進会議をグリーンドーム前橋で開催。国内外の旅行会社、広告代理店、マスコミ関係者などを招待し、県内各エリア毎のプレゼンテーションや県内市町村PRブースの出展、レセプションや対象地域を七コースに分けたエキスカージョンを行った。

平成二十三年度は、東日本大震災の影響が強く残る中、被害の少ない地域から日本を元気にしていく必要があると考え、予定どおり七月から九月まで群馬DCを実施した。

六月には東京の椿山荘において、「ググつとぐんまプレゼンテーション」を開催し、旅行事業者やメディアに対し、翌月から始まるDCのPRを行うとともに、DCの成功に向けて、県



内観光事業者の意識共有を図った。

DC初日の七月一日、JR上野駅でオープニング記念セレモニーが行われ、翌七月二日にはJR高崎駅に三両のSLが集結し、同時出発式を行った。

期間中は、自然、歴史、文化、食、ボランティアなど、「体験」をキーワードとして千五百のメニューを展開するとともに、メディアを通じての全国規模の情報発信を強化。また、大型商業施設やコンビニエンスストア、プロスポーツチームや民間企業等とのタイアップによる宣伝活動も行った。県内各地では、観光資源の磨き上げやイベントの開催、また、観光ボランティアガイドの養成やおもてなし講習会の実施など、受入体制の整備も進んだ。

観光施設など県内約五百カ所の期間中の入込客数は前年比六・九%増となり、約八十億円の経済効果が試算された。